

---

# 令和6年度 道内市町村社会福祉協議会における 成年後見制度関係事業に係る実態調査 結果（概要）

---

## 目次

### 1. 調査の概要

### 2. 調査結果の概要

- (1) 市町村の成年後見制度関係事業の実施状況
- (2) 行政から中核機関を受託している社協の取り組み状況
- (3) 中核機関は受託していないが、権利擁護センターを設置している社協の取り組み状況
- (4) 中核機関を受託しておらず、権利擁護センターも設置していないが、法人後見事業等の成年後見制度関係事業を実施している社協の取り組み状況
- (5) 成年後見制度関係事業を実施していない社協の取り組み状況
- (6) 社協における市民後見人の養成および市民後見人の活動状況
- (7) 社協における法人後見の取組状況

社会福祉法人北海道社会福祉協議会  
成年後見制度推進バックアップセンター



## 1. 調査の概要

### (1) 目的

道内市町村社会福祉協議会における成年後見制度関係事業の実施状況を把握し、成年後見制度推進バックアップセンターが市町村や市町村社会福祉協議会の相談に応じ支援する際の一助とするため。

### (2) 対象

道内の市町村社会福祉協議会（179 か所）

### (3) 調査基準日

令和 6 年 10 月 1 日

※一部の調査項目は令和 5 年度実績等を回答。

### (4) 回答方法

Web 上の回答フォームへの入力

### (5) 回答期間

令和 6 年 12 月 26 日～令和 7 年 1 月 22 日

※回答期間終了後、道内すべての市町村社会福祉協議会より回答を得るため、個別に回答を依頼。令和 7 年 2 月 13 日に道内すべての市町村社会福祉協議会より回答を得た。

### (6) 回答数・回答率

179（100%）

### (7) 調査票および本紙「結果（概要）」の構成

調査票 A は共通項目。市町村社会福祉協議会における成年後見制度関係事業への取組状況（調査票 A において回答）に応じて、調査票 B～E のいずれかに回答。

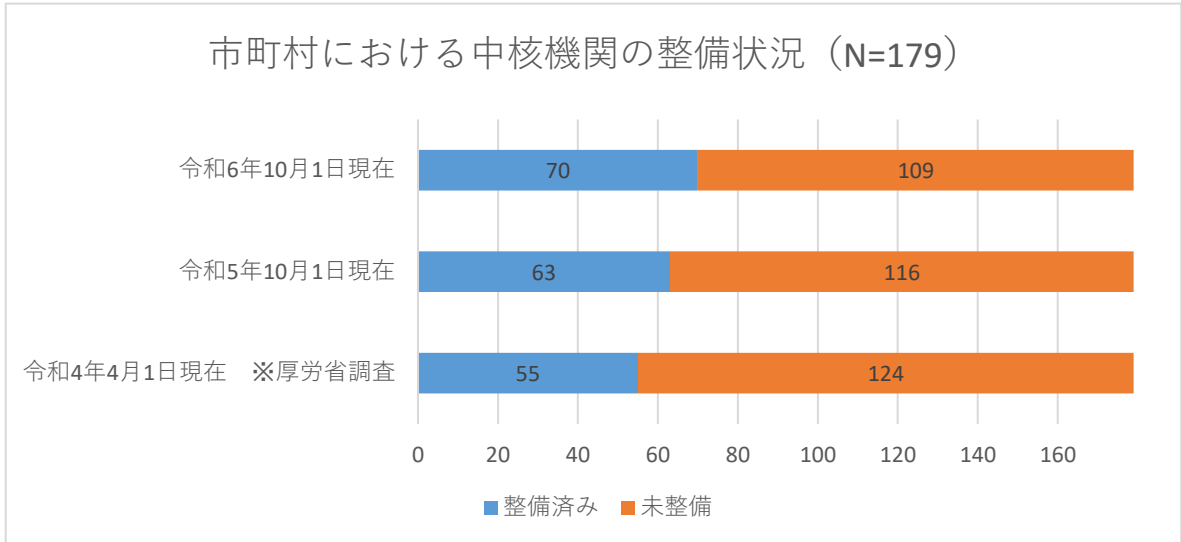
本紙「結果（概要）」では、調査票 A～E の回答内容にもとづき、次のとおり分類してまとめた。

分類項目	調査票
(1) 市町村の成年後見制度関係事業の実施状況	A
(2) 行政から中核機関を受託している社協の取組み状況	B
(3) 中核機関は受託していないが、権利擁護センターを設置している社協の取組み状況	C
(4) 中核機関を受託しておらず、権利擁護センターも設置していないが、法人後見事業等の成年後見制度関係事業を実施している社協の取組み状況	D
(5) 成年後見制度関係事業を実施していない社協の取組み状況	E
(6) 社協における市民後見人の養成状況および市民後見人の活動状況	B～D
(7) 社協における法人後見の取組状況	B～E

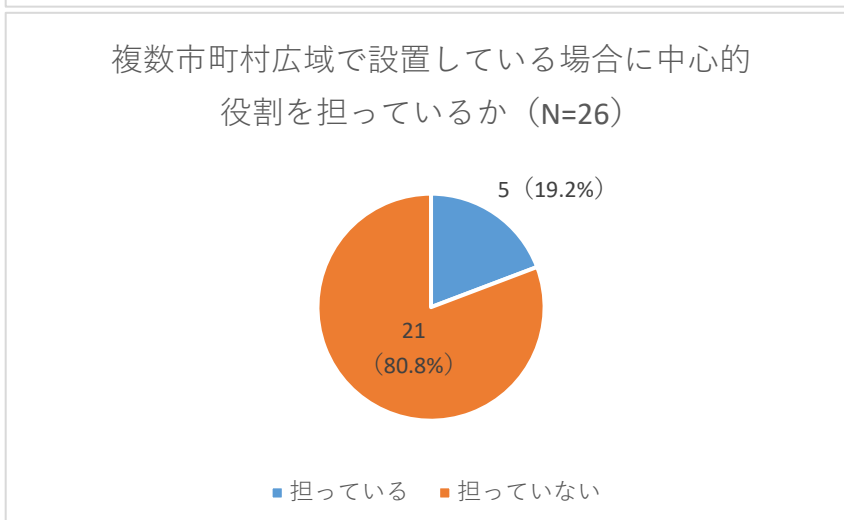
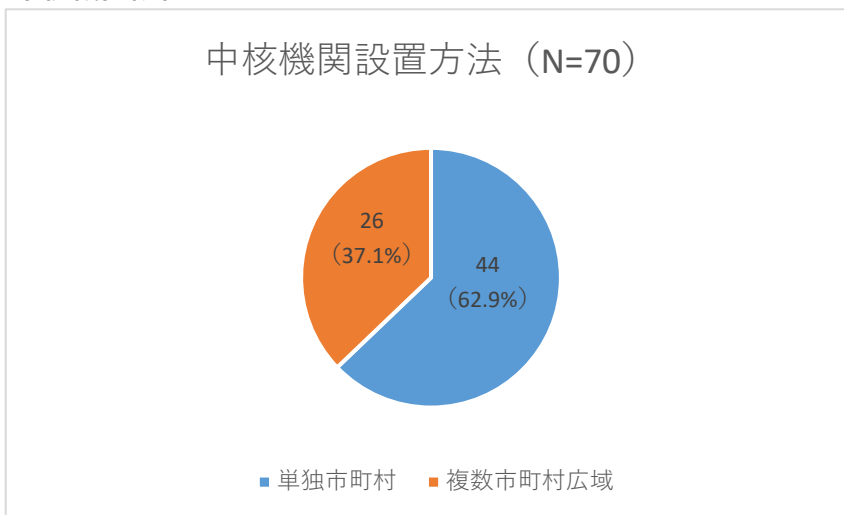
## 2. 調査結果の概要

### (1) 市町村の成年後見制度関係事業の実施状況

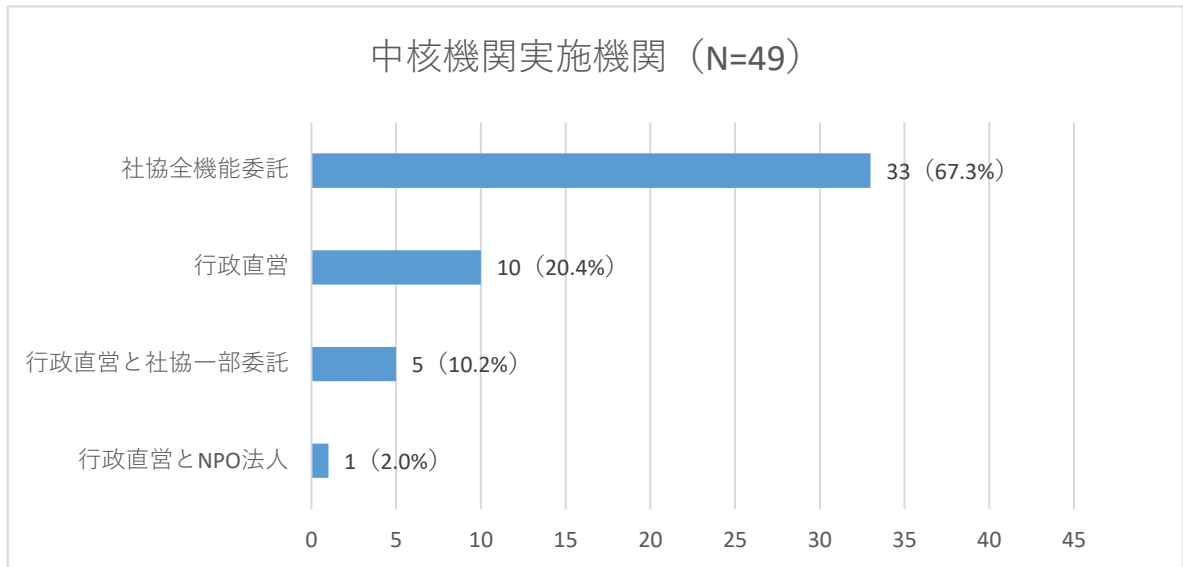
#### 市町村における中核機関の整備状況



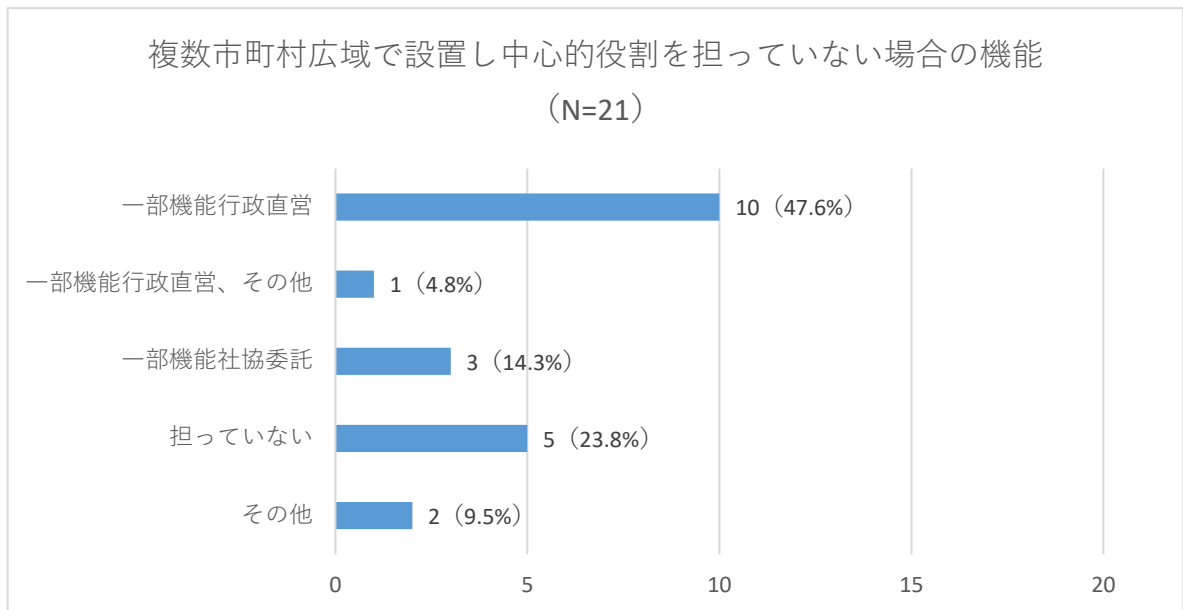
#### 中核機関設置方法



## 中核機関実施機関



※単独市町村：44か所、複数市町村広域のうち中心的役割を担っている市町村：5か所



### 「一部機能行政直営、その他」の「その他」の内容

- ・ 一次相談窓口は社協にて行政の受託事業でなく担っている。

### 「その他」の内容

- ・ 行政と社協との連携による窓口を設置し対応している
- ・ 委託ではないが社協が一次相談窓口

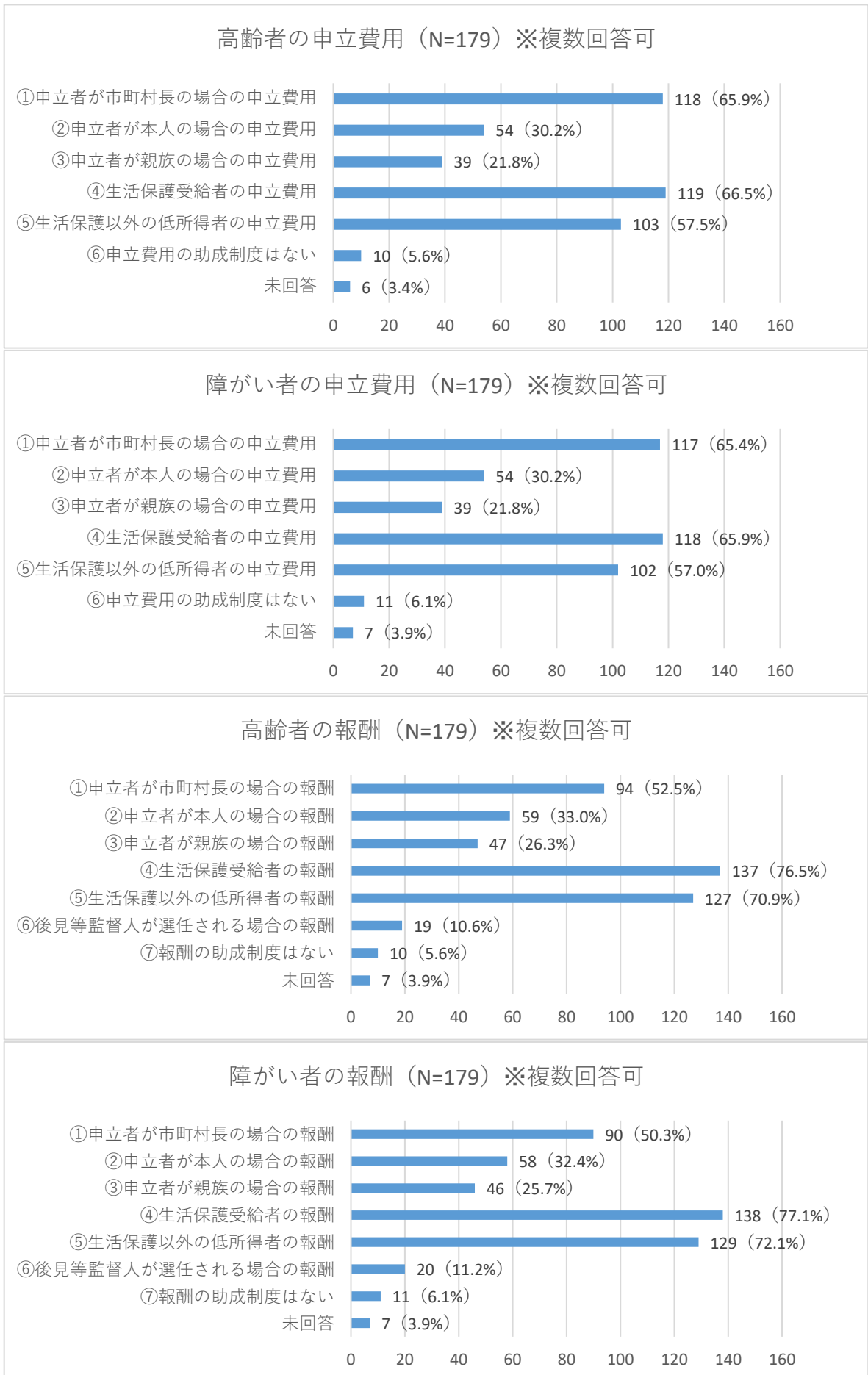
## 中核機関を整備済みの市町村一覧

No.	振興局名	市町村名	設置方法	複数広域の場合： 中心的役割を担っ ている市町村名	実施機関	備考
1	石狩	札幌市	単独		社協	
2		江別市	単独		社協	
3		千歳市	単独		社協	R6年度～
4		恵庭市	単独		社協	
5		北広島市	単独		社協	R6年度～
6		石狩市	単独		社協	
7	渡島	函館市	単独		社協	
8		七飯町	単独		行政	
9		長万部町	単独		行政	
10	檜山	江差町	単独		社協	
11		上ノ国町	単独		社協	
12		厚沢部町	単独		行政	
13		奥尻町	単独		行政	
14		今金町	単独		社協	
15		せたな町	単独		行政	
16	後志	黒松内町	単独		社協	
17		蘭越町	単独		社協	
18		二セコ町	単独		社協	
19		真狩村	単独		社協	
20		留寿都村	単独		社協	
21		喜茂別町	単独		行政	
22		京極町	単独		社協	
23		倶知安町	単独		行政+社協	
24		空知	美唄市	単独		社協
25	滝川市		単独		社協	R6年度～
26	深川市		複数広域	★ 深川市	社協	
27	妹背牛町		複数広域	深川市	-	
28	秩父別町		複数広域	深川市	-	
29	北竜町		複数広域	深川市	-	
30	沼田町		複数広域	深川市	-	
31	上川	旭川市	複数広域	★ 旭川市	社協	
32		士別市	複数広域	★ 士別市	社協	
33		富良野市	単独		社協	
34		鷹栖町	複数広域	旭川市	-	
35		東神楽町	複数広域	旭川市	-	

No.	振興局名	市町村名	設置方法	複数広域の場合： 中心的役割を担っ ている市町村名	実施機関	備考
36	上川	当麻町	複数広域	旭川市	-	
37		比布町	複数広域	旭川市	-	
38		愛別町	複数広域	旭川市	-	
39		上川町	複数広域	旭川市	-	
40		東川町	複数広域	旭川市	-	
41		美瑛町	複数広域	旭川市	-	
42		上富良野町	単独		社協	
43		中富良野町	単独		行政	
44		和寒町	複数広域	士別市	-	
45		剣淵町	複数広域	士別市	-	
46	幌加内町	複数広域	士別市	-		
47	留萌	羽幌町	単独		行政+社協	
48	宗谷	枝幸町	単独		行政	
49	ホップ	北見市	複数広域	★ 北見市	社協	
50		津別町	複数広域	北見市	-	
51	胆振	訓子府町	複数広域	北見市	-	
52		置戸町	複数広域	北見市	-	
53		苫小牧市	複数広域	★ 苫小牧市	社協	
54	日高	伊達市	単独		社協	R6年度～
55		厚真町	複数広域	苫小牧市	-	
56		安平町	複数広域	苫小牧市	-	
57		むかわ町	複数広域	苫小牧市	-	
58		平取町	単独		行政+社協	
59	十勝	新冠町	単独		行政	
60		新ひだか町	単独		行政	R6年度～
61	釧路	帯広市	単独		社協	
62		音更町	単独		社協	
63		上士幌町	単独		社協	R6年度～
64		鹿追町	単独		社協	
65		新得町	単独		行政+NPO	
66		更別村	単独		社協	
67		池田町	単独		行政+社協	
68		足寄町	単独		行政+社協	
69	根室	釧路市	単独		社協	R6年度～
70		別海町	単独		社協	

\* 単独：単独市町村、\* 複数広域：複数市町村広域

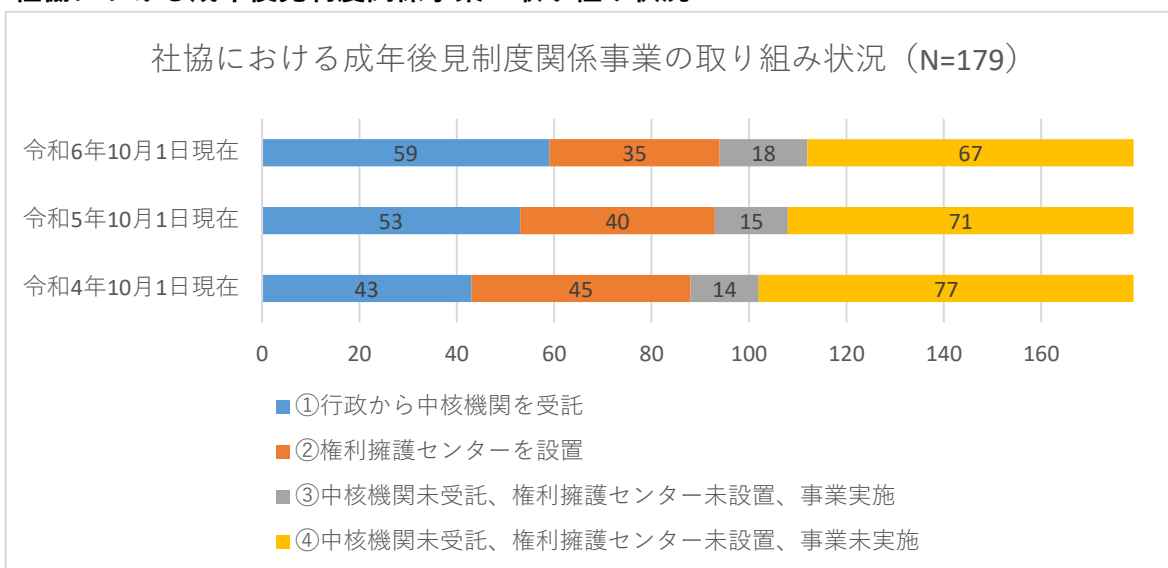
## 市町村における成年後見制度利用支援事業の助成対象



## 社協における成年後見制度利用支援事業の利用の有無（令和5年度実績）

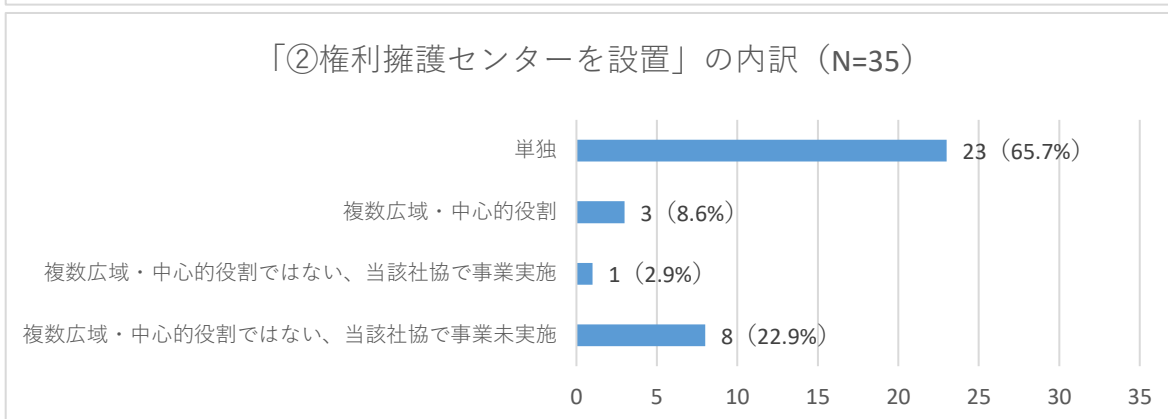
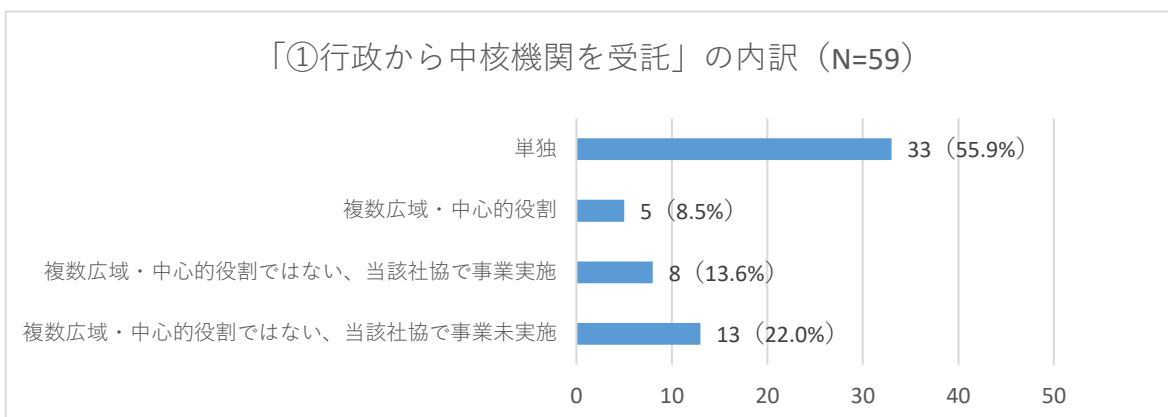
区分	あり	なし	未回答
高齢者の申立費用	9 (5.0%)	167 (93.3%)	3 (1.7%)
障がい者の申立費用	2 (1.1%)	173 (96.6%)	4 (2.2%)
高齢者の報酬	35 (19.6%)	136 (76.0%)	8 (4.5%)
障がい者の報酬	19 (10.6%)	150 (83.8%)	10 (5.6%)

## 社協における成年後見制度関係事業の取り組み状況



※①行政から中核機関を受託：行政直営＋社協委託を含む、複数市町村広域による設置を含む

※②権利擁護センターを設置：複数市町村広域による設置を含む

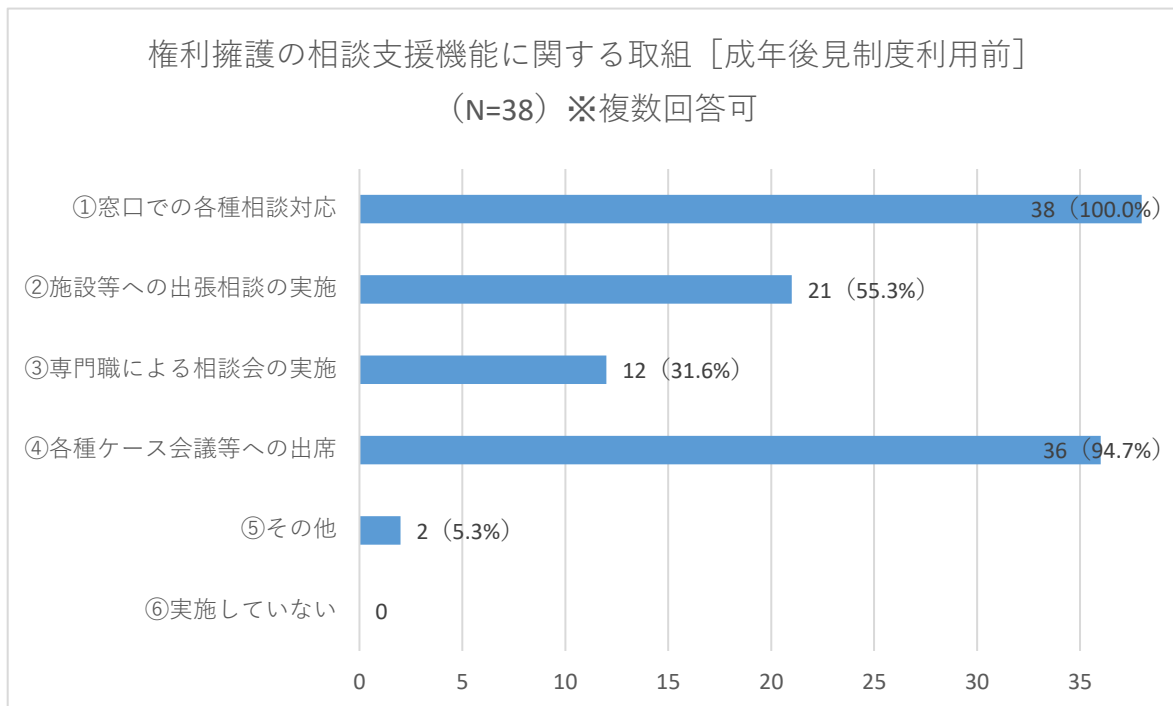




## (2) 行政から中核機関を受託している社協の取り組み状況

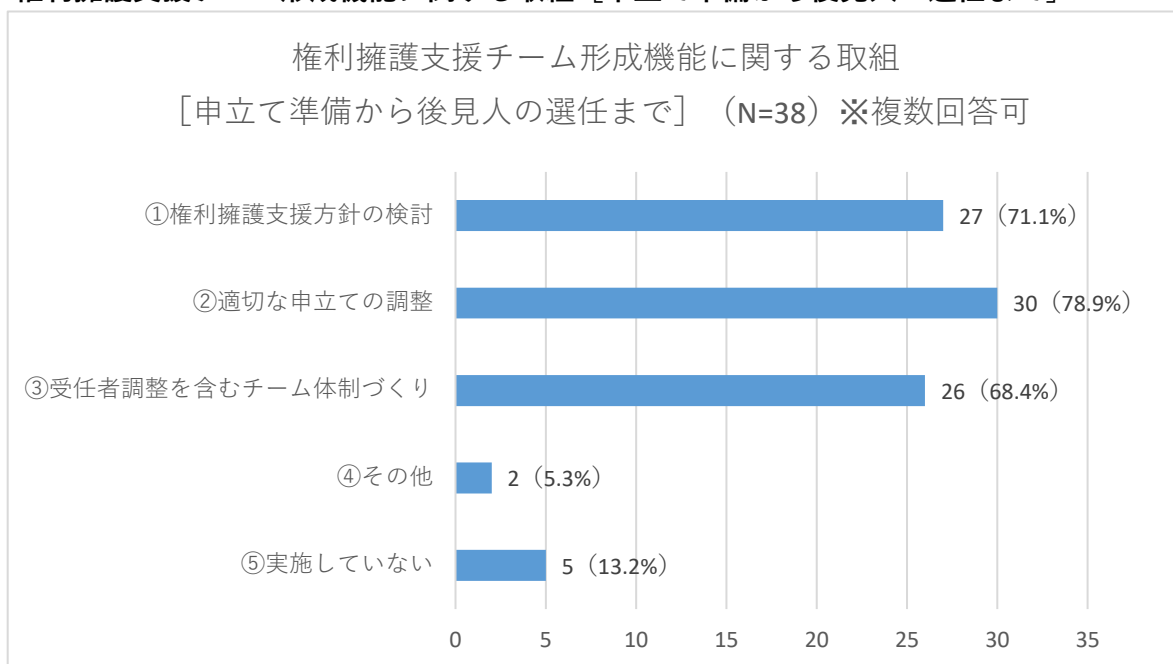
※単独市町村で設置しているか、複数市町村広域による設置で中心的役割を担っている社協（38か所）

### 権利擁護の相談支援機能に関する取組 [成年後見制度利用前]



※①窓口での各種相談対応：他の支援へのつなぎ・専門職の照会を含む

### 権利擁護支援チーム形成機能に関する取組 [申立て準備から後見人の選任まで]

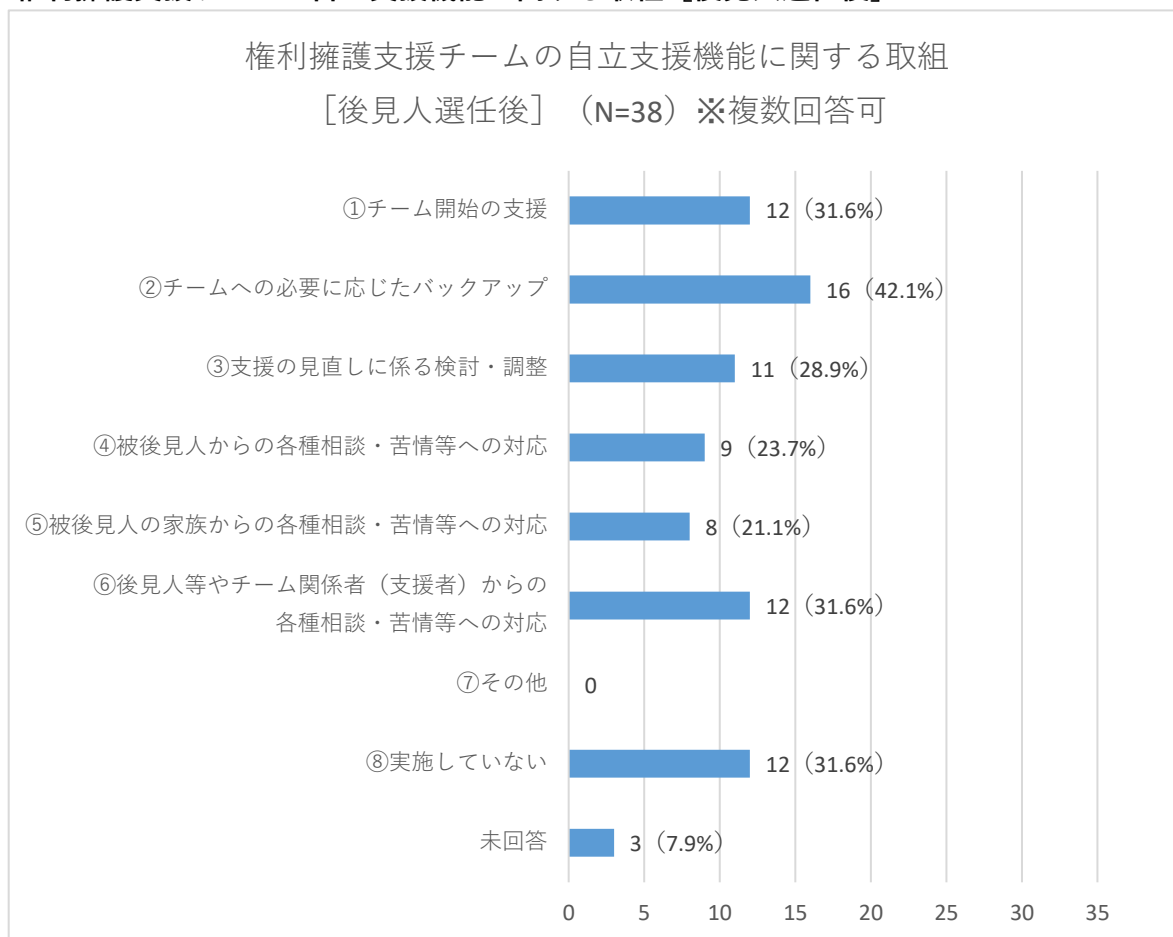


※①権利擁護支援方針の検討：検討会議の開催などを含む

※②適切な申立ての調整：申立て人の調整・各種書類の収集・申立て書に記載する情報整理等を含む

※③受任者調整を含むチーム体制づくり：受任調整会議の開催・一時的な支援の調整などを含む

## 権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組 [後見人選任後]



※③支援の見直しに係る検討・調整：後見人等の交代・類型変更の検討や調整を含む

### 「④被後見人からの各種相談・苦情等への対応」について、 受けたことのある相談・苦情等の主要内容とその際の対応

- ・ 「後見人に相談して良い問題か」と問い合わせがあり、良いと回答した。
- ・ 金銭管理の相談・苦情、後見人連絡調整
- ・ 月一回、法人後見支援員を派遣し被後見人の困りごとの有無等を確認し、必要に応じ対応。
- ・ 後見人等の金銭管理について／後見人等を交えたチーム会議及び継続したフォロー
- ・ 被保佐人より、保佐を辞めたいと苦情あり⇒支援関係者でケア会議を実施。
- ・ 保佐人等の支援内容に対する不満や苦情に関する相談→匿名化し情報共有

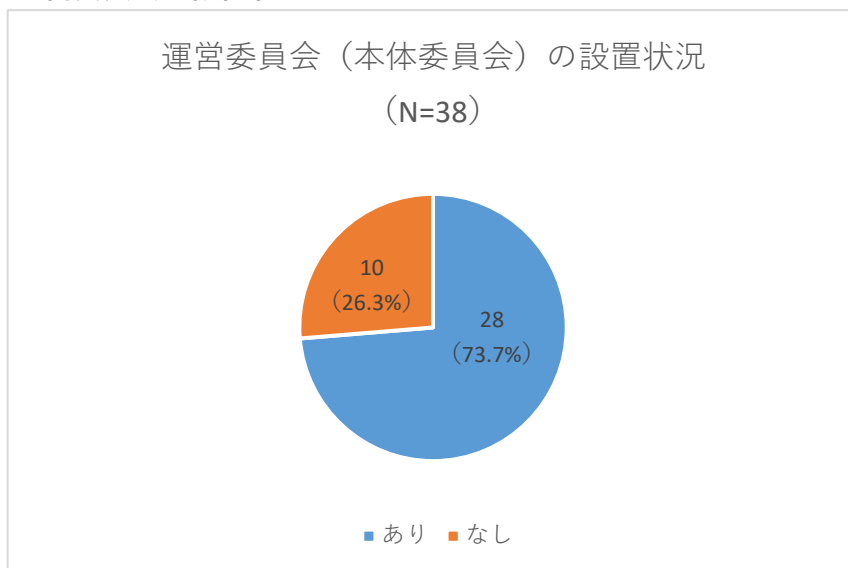
### 「⑤被後見人の家族からの各種相談・苦情等への対応」について、 受けたことのある相談・苦情等の主要内容とその際の対応

- ・ 「後見人とうまくやりとりできない」と話があり、仲介した。
- ・ 家族や親族がキーパーソンの場合は必要に応じ連絡する等可能な範囲で被後見人の現状を共有。
- ・ 家族より、専門職後見人への不信⇒家族、後見人、支援者でケア会議実施。当センター主催。
- ・ 金銭管理の相談、後見人連絡調整
- ・ 後見人等の金銭管理について／後見人等に対する事実確認及び助言等
- ・ 被成年後見人の確定申告の代理提出（親族が遠方に在住のため）

「⑥後見人等やチーム関係者（支援者）からの各種相談・苦情等への対応」について、  
受けたことのある相談・苦情等の主要内容とその際の対応

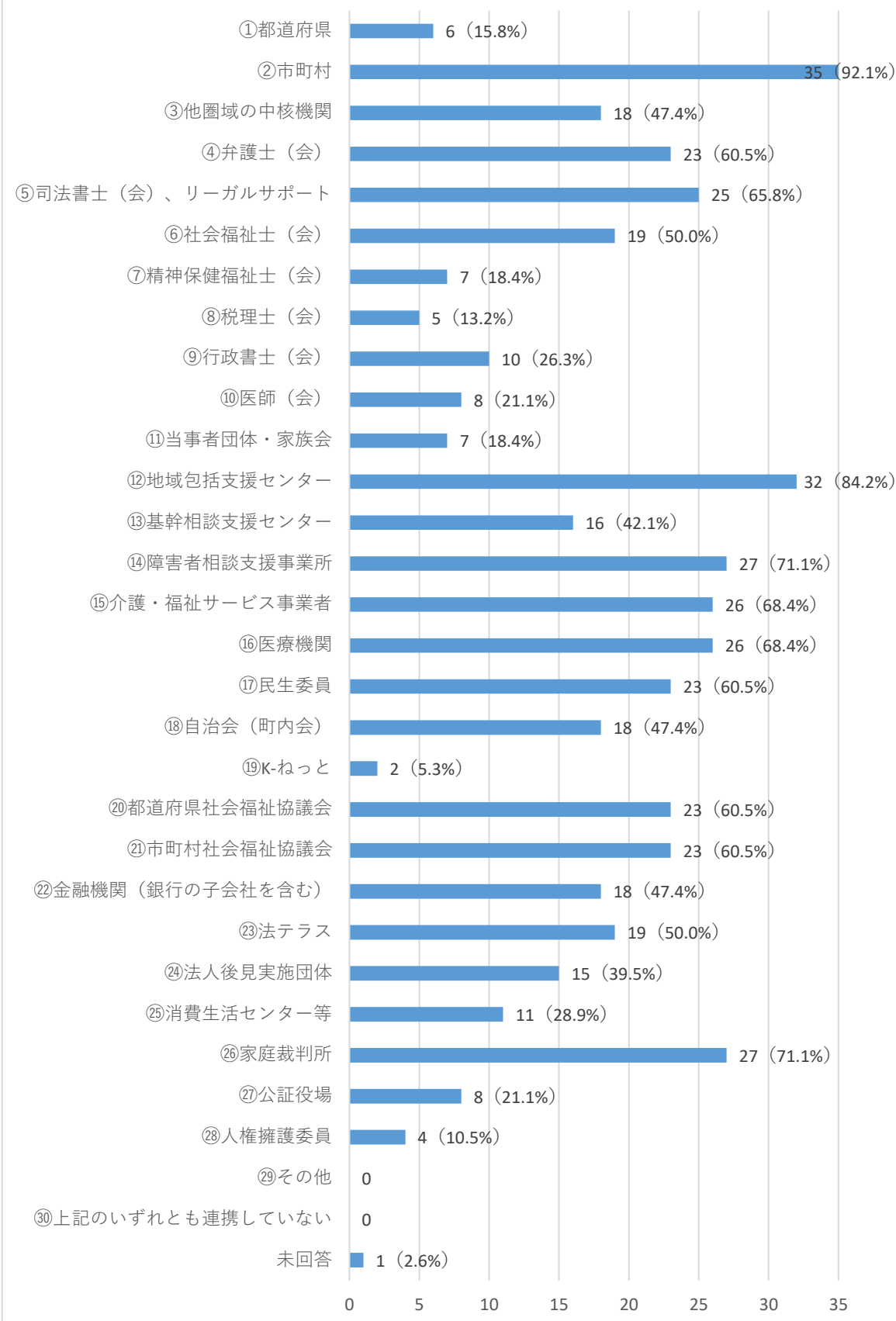
- ・ ケアマネから今後の対応相談、後見人とケアマネケース会議の実施
- ・ チーム関係者から後見人に対する苦情が聞かれたので、傾聴した  
（関係者は具体的な支援を求めていたわけではなかった）
- ・ ヘルパー事業所と保佐人から買い物支援に係る預り金の対応について助言を求められた
- ・ 各種料金の滞納についての今後の対策など
- ・ 後見人が自ら関係者を集めるのが困難な場合、チーム支援会議を開催する
- ・ 市民後見人や親族後見人からの相談→必要な支援等の対応を行う
- ・ 施設職員からの相談対応等
- ・ 必要に応じケース会議を開催し、支援方針等の検討を行う。
- ・ 保佐人から被保佐人との信頼関係が築けず罵声をあび精神的にきつい  
⇒施設側、保佐人も含めて、情報共有、今後の面会方法とリレーを検討

運営委員会の設置状況



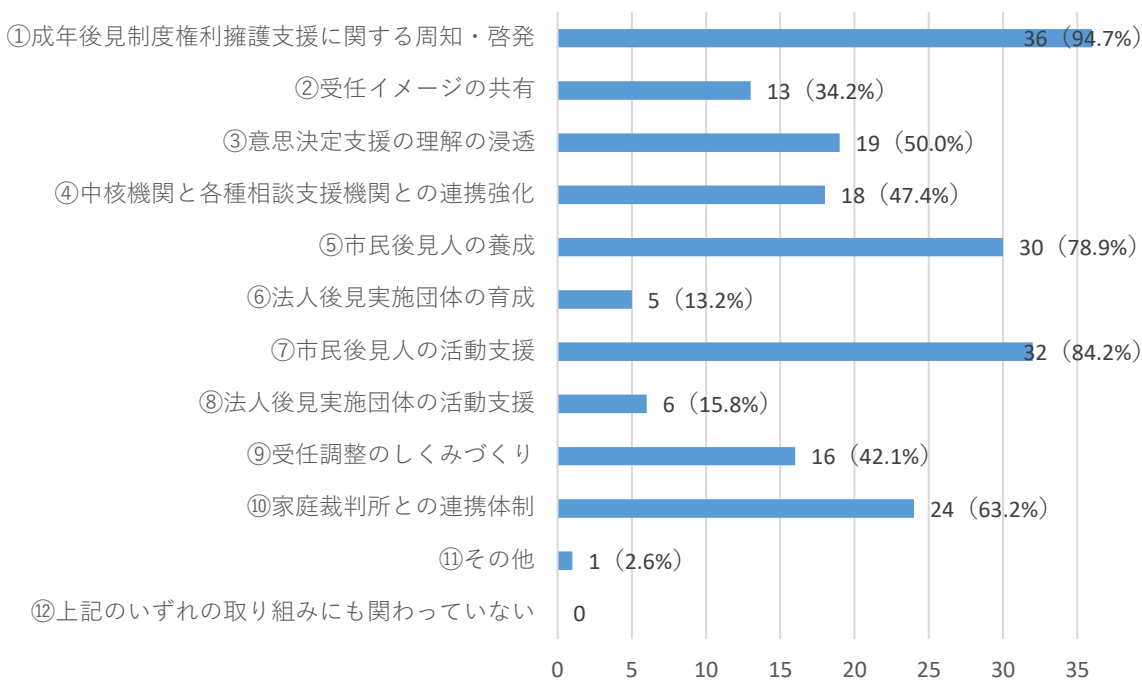
## 個別事案への支援

個別事案への支援において、現状のしくみや関係性で、中核機関が連携することが可能である機関・団体（N=38）※複数回答可



「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の取り組み

「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の取り組みについて、中核機関が関わっているもの  
(N=38) ※複数回答可



※①成年後見制度権利擁護支援に関する周知・啓発：研修会の開催を含む

※②受任イメージの共有：関係者との模擬事例の検討等を含む

※④中核機関と各種相談支援機関との連携強化：事例検討や支援の振り返り・つなぎ方の確認等を含む

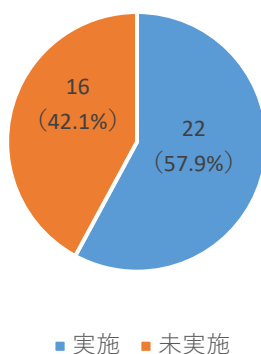
※⑦市民後見人の活動支援：修了者のフォローアップも含む

「その他」の内容

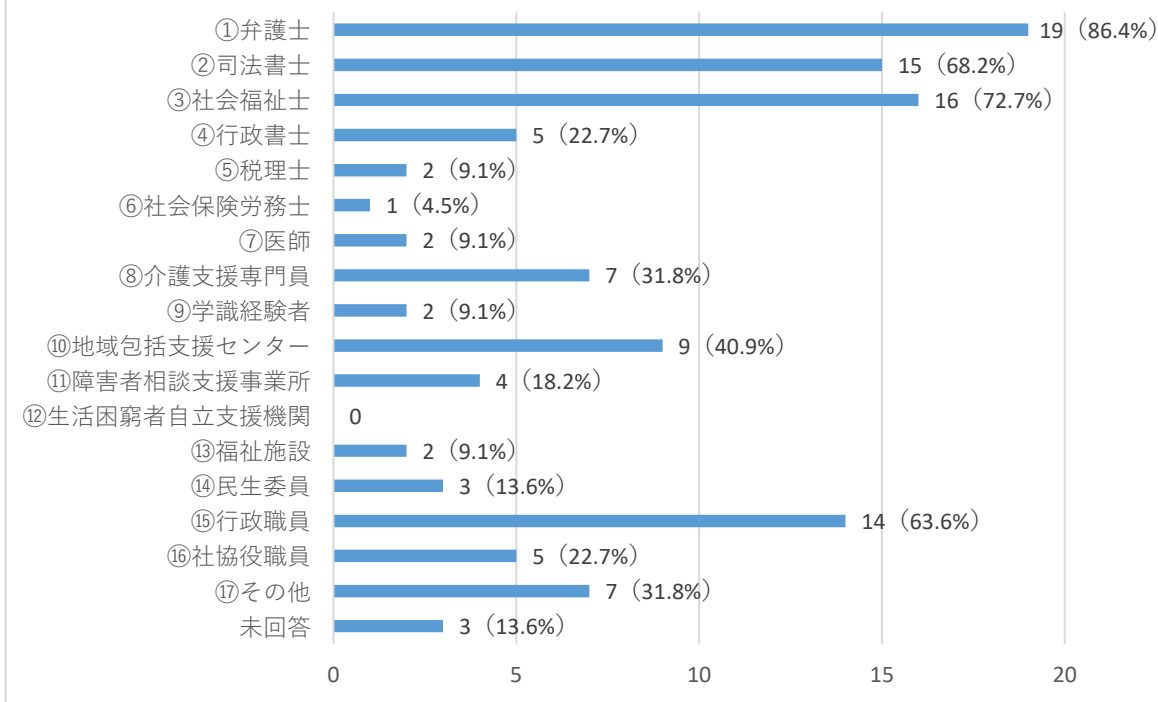
- ・ 親族後見人に対する支援

受任者調整（マッチング）の実施状況

受任者調整（マッチング）の実施状況  
(N=38)

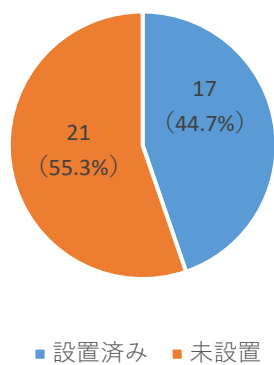


受任者調整（マッチング）の際の構成員（N=22）※複数回答可

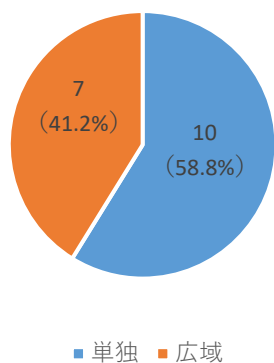


市町村における協議会の設置状況

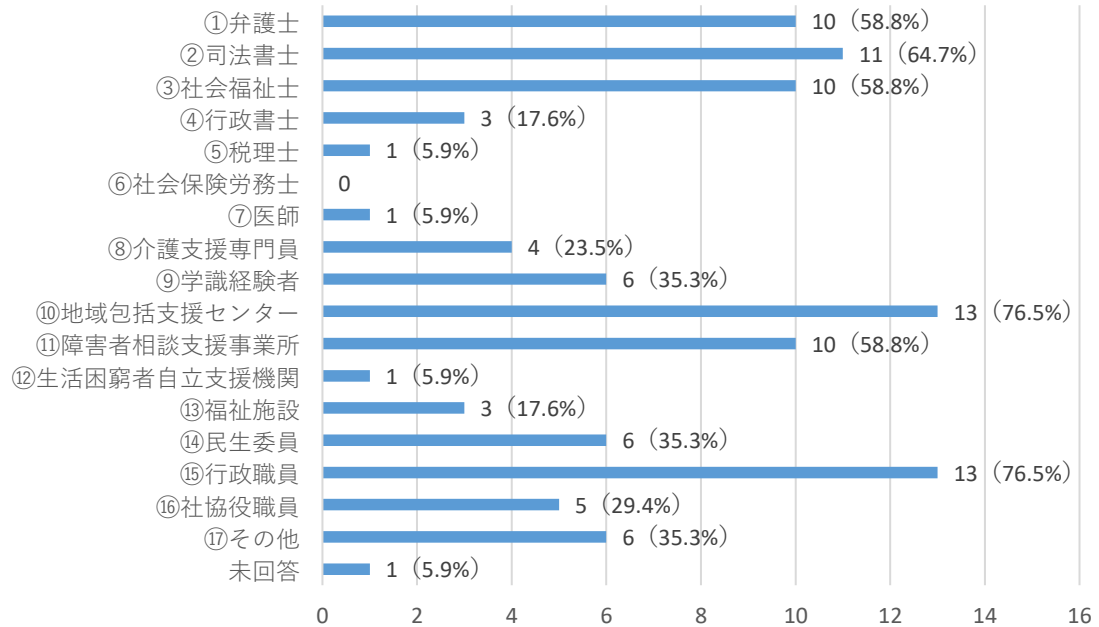
市町村における協議会の設置状況（N=38）



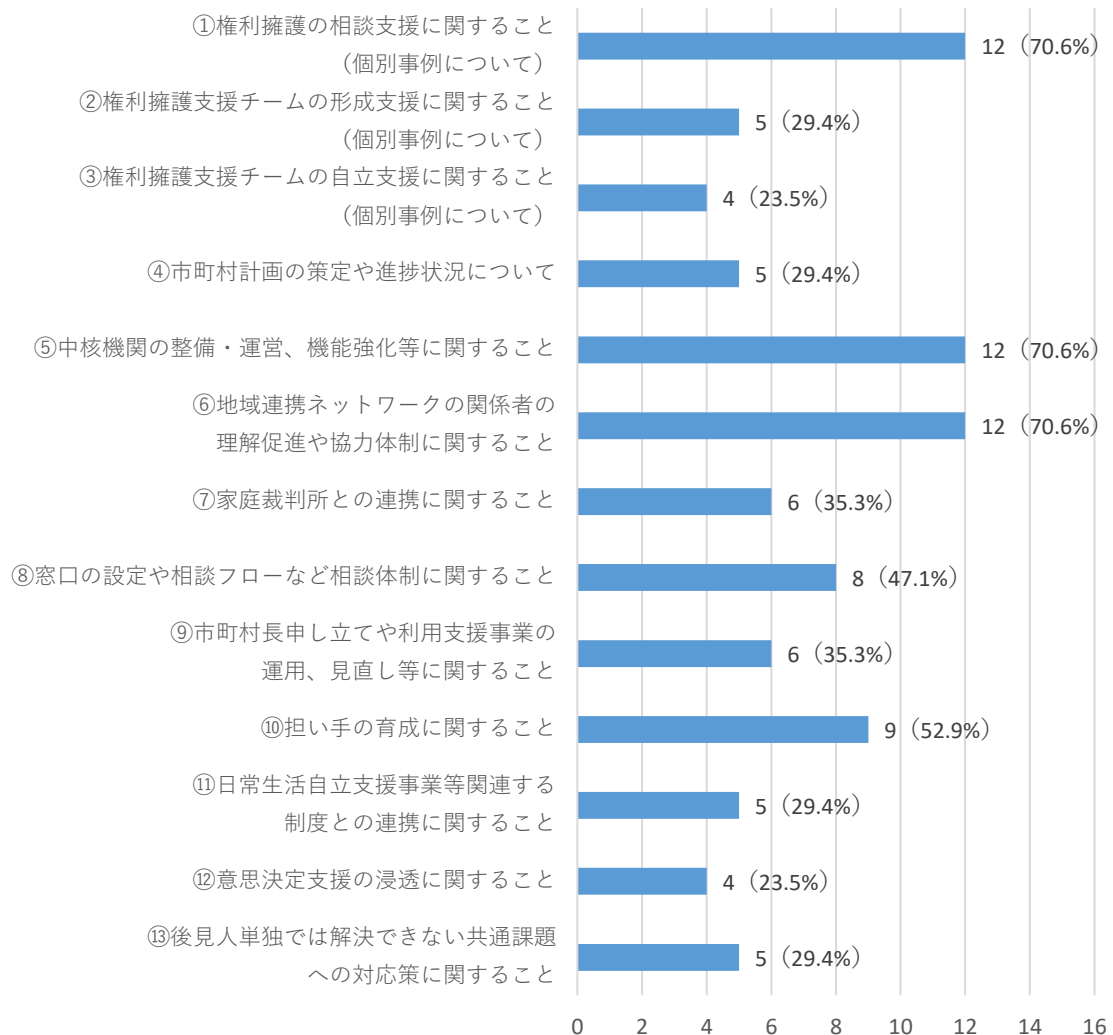
協議会設置方法（N=17）



協議会の構成員（N=17）※複数回答可



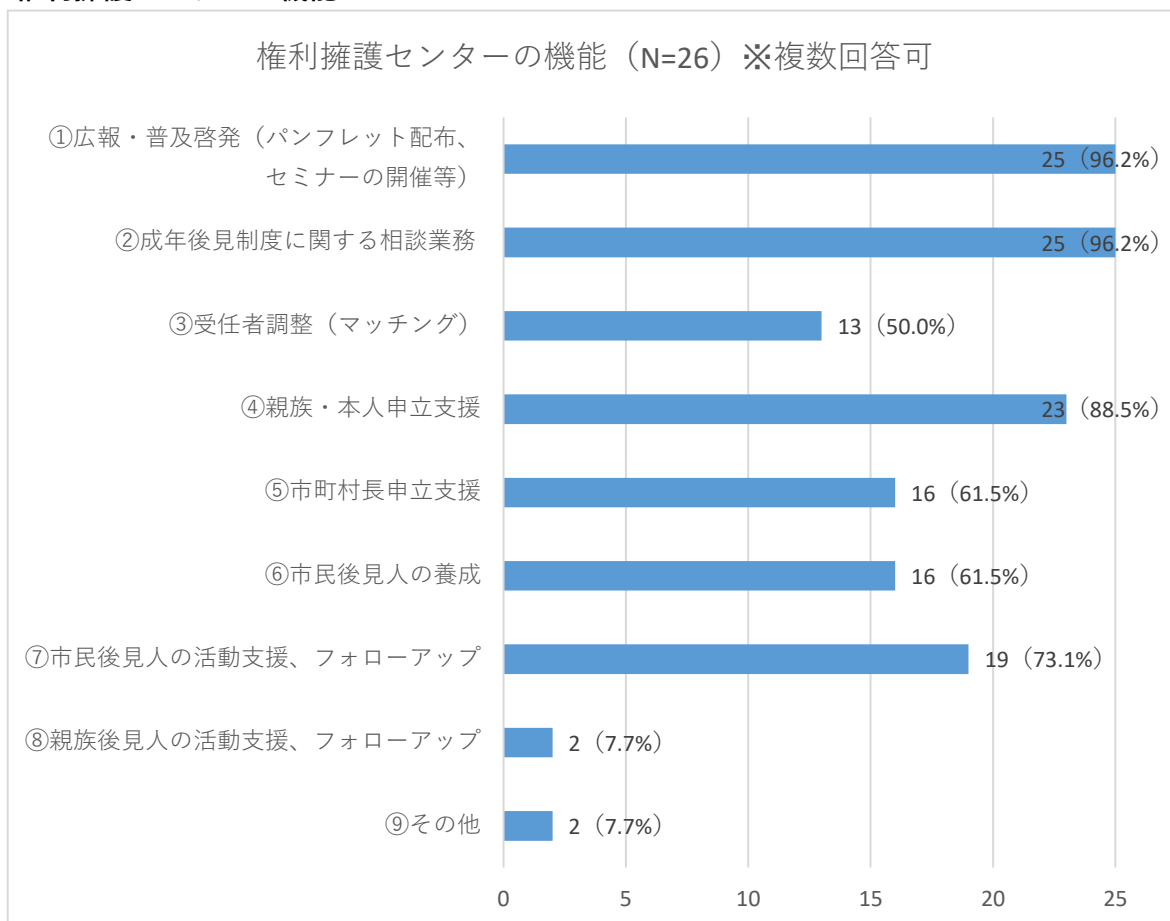
協議会における検討事項（N=17）※複数回答可



### (3) 中核機関は受託していないが、権利擁護センターを設置している社協の取り組み状況

※単独市町村で設置しているか、複数市町村広域による設置で中心的役割を担っている社協（26か所）

#### 権利擁護センターの機能



#### 「その他」の内容

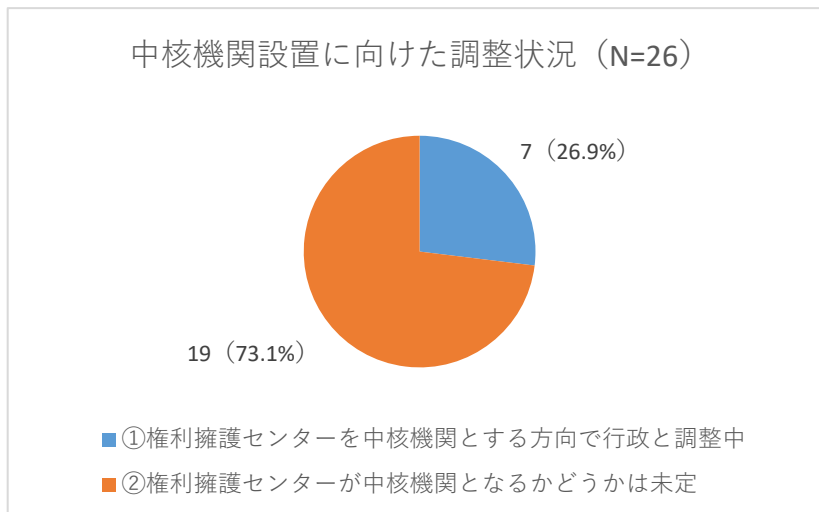
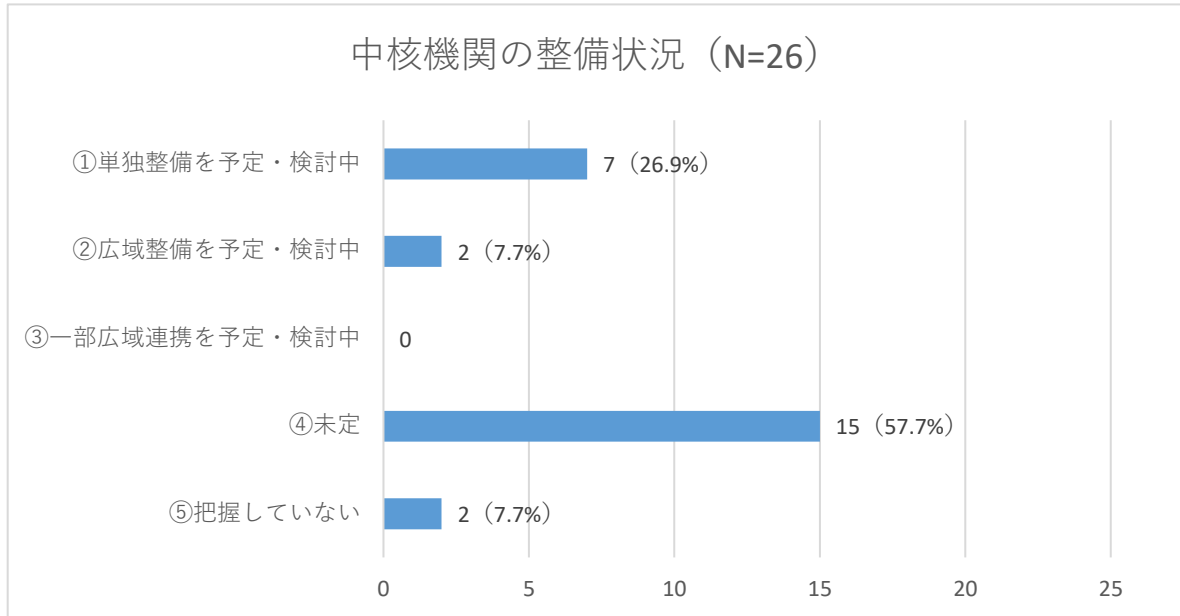
- ・ 生活支援員の養成
- ・ 法人後見受任・日常生活自立支援事業・安心サポート促進事業

#### 権利擁護センターを運営する上での課題 ※抜粋

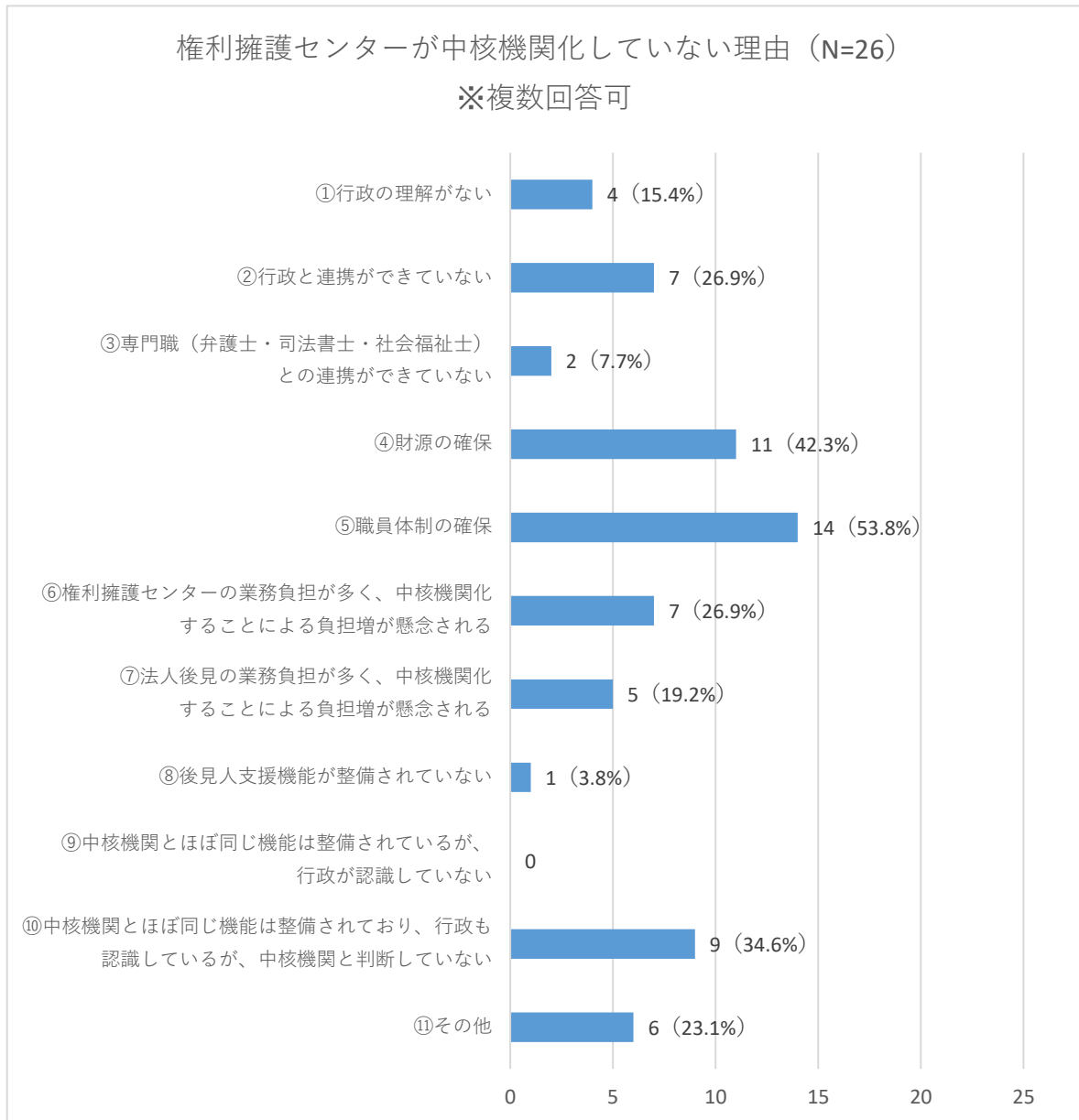
- ・ 市内の社会資源の減少による受け皿の減少（相談先の減少）
- ・ 経験していない職員のため、知識や経験値などの不足
- ・ 行政関係機関との連携制度の該当しない方への支援
- ・ 財源確保・人材確保
- ・ 市民後見人・法人後見支援員として活動する人材がいない。
- ・ 市民後見人の高齢化。後継者となるべき人材確保が困難。
- ・ 自治体関係機関との連絡調整等
- ・ 職員体制の確保、相談支援・援助技術および資質向上
- ・ 町との協力体制が整っていない。法人後見の利用者数の増加に伴い、現在の職員では対応が困難になってきている。
- ・ 法人内部においては、介護保険部門等の経営悪化が常態化しており、同センターへの予算措置が困難な状況。  
行政においては、10年以上、同センターの運営費の予算措置も無く、後見報酬の範囲内で運営していることが課題。
- ・ 本センター事業に後見以外の受託事業を位置付けており運営しているが、安定的な収入確保に関する課題がある



## 中核機関の整備状況



## 権利擁護センターが中核機関化していない理由



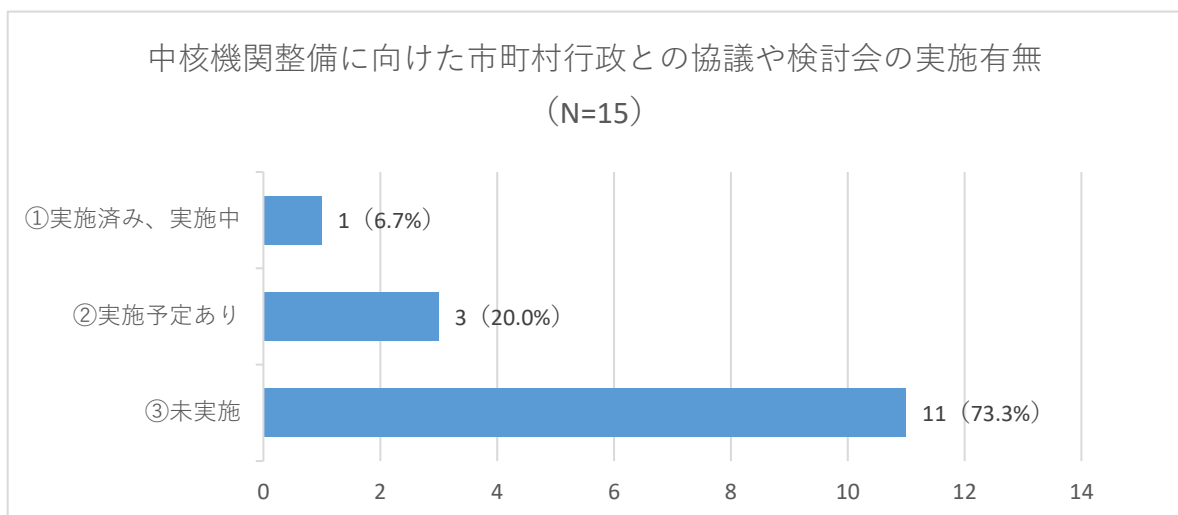
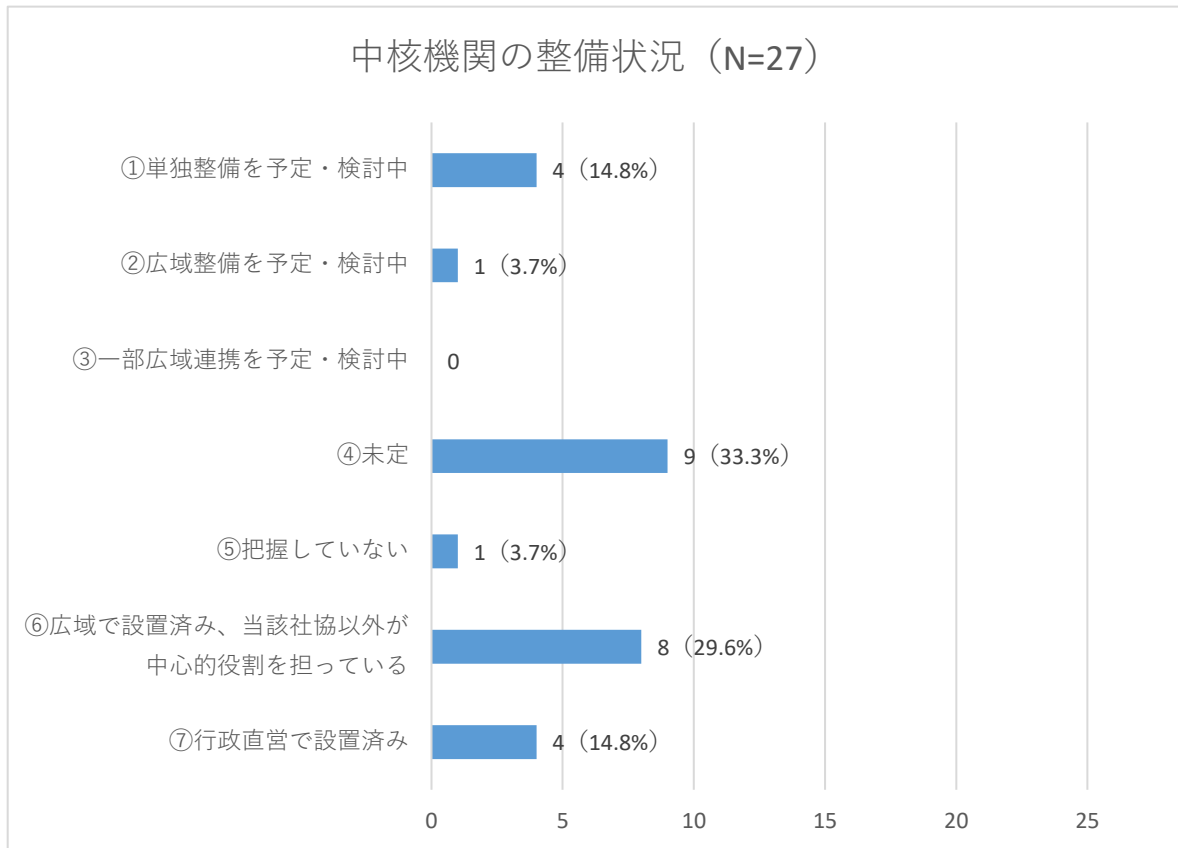
### 「その他」の内容

- ・ 2025年1月から中核機関化。
- ・ 2025年4月から中核機関化の予定。
- ・ 近隣町村（行政・社協・関係機関）との情報共有が不十分なため
- ・ 行政同士の調整
- ・ 中核機関の機能は整備済みで、行政も認識しているが、行政との協議が進んでいない
- ・ 把握していない

**(4) 中核機関を受託しておらず、権利擁護センターも設置していないが、法人後見事業等の成年後見制度関係事業を実施している社協の取り組み状況**

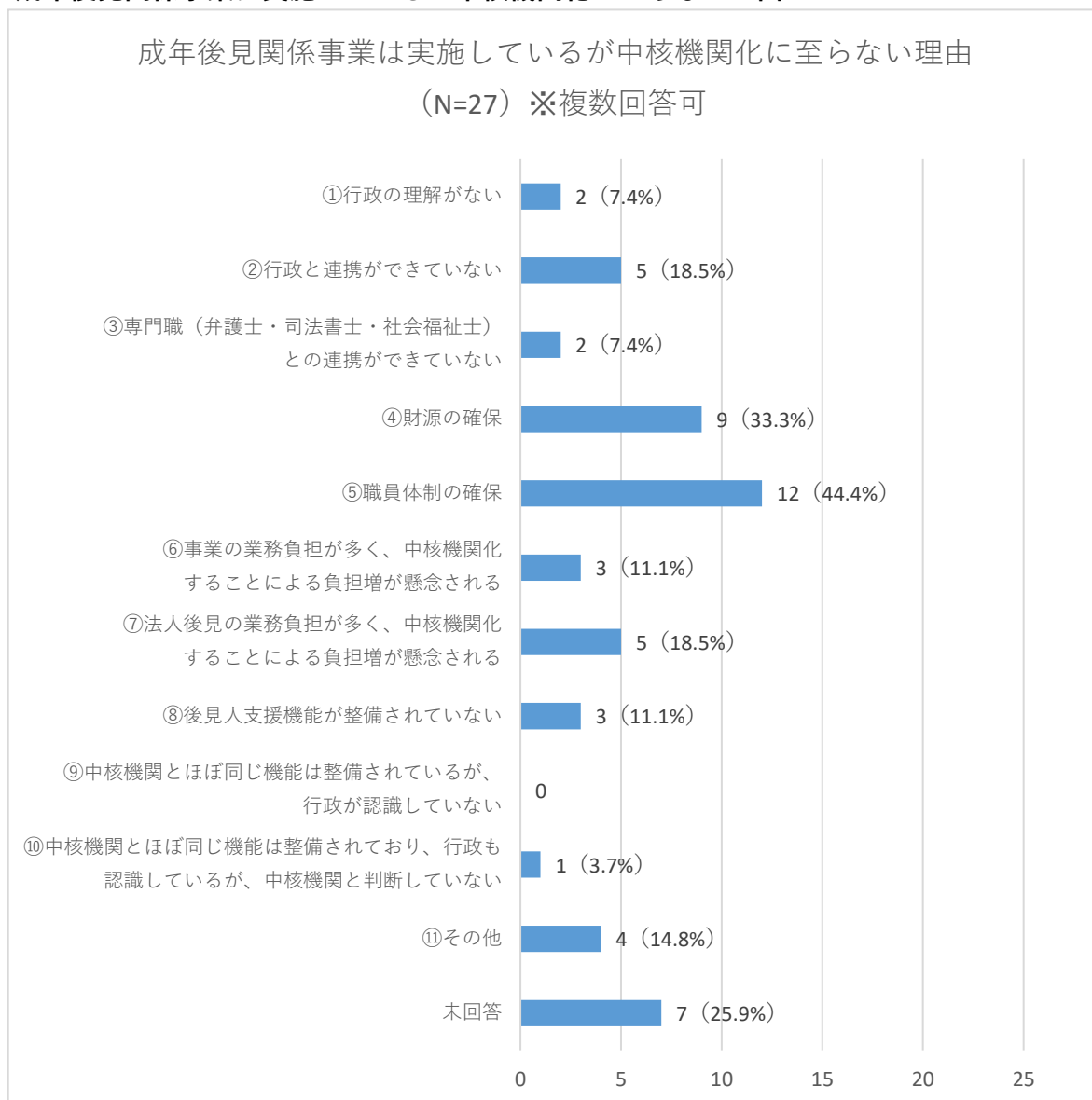
※27か所（中核機関や権利擁護センターを複数市町村広域で設置しており、中心的役割を担っていない社協を含む）

**中核機関の整備状況**



※「広域で設置済み、当該社協以外が中心的役割を担っている」「行政直営で設置済み」を除く15か所

## 成年後見関係事業は実施しているが中核機関化に至らない理由



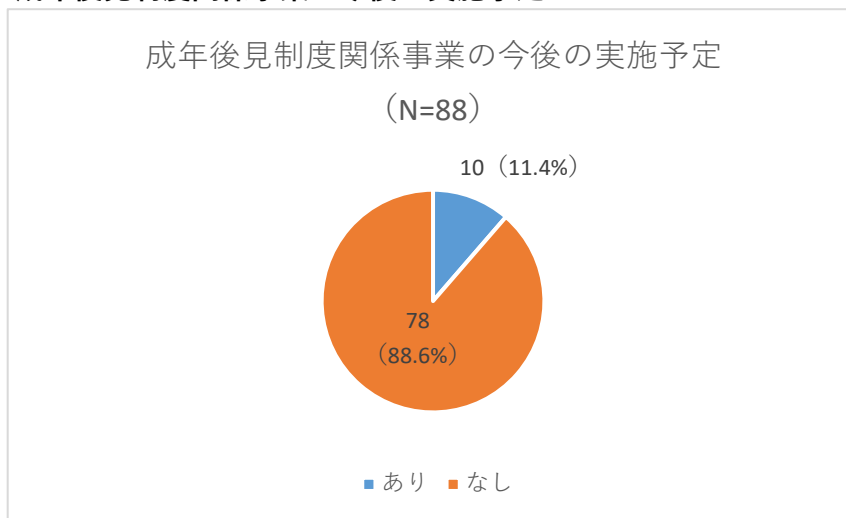
### 「その他」の内容

- ・ 行政による方向性が不明。
- ・ 準備中であり、職員の研修・受任体制が未整備
- ・ 町直営で実施しているため
- ・ 法人後見の実施機関でもあり、一部利益相反となるが調整がついていない。

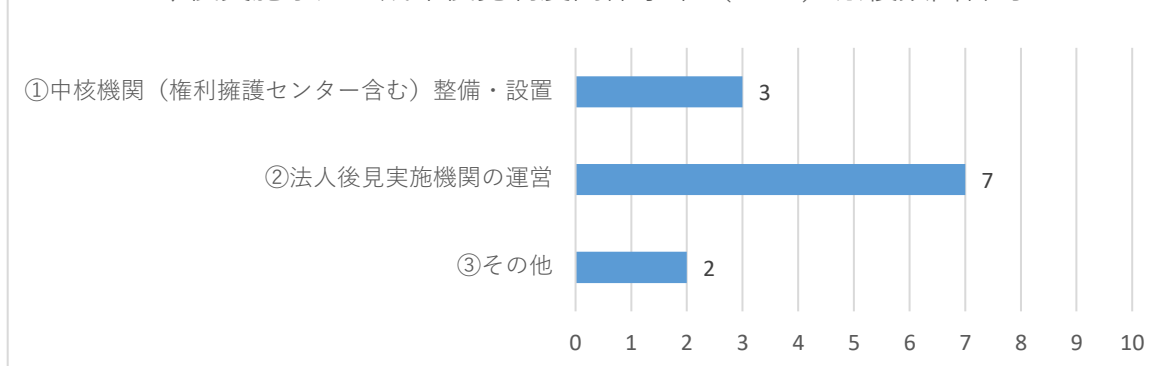
## (5) 成年後見制度関係事業を実施していない社協の取り組み状況

※88か所（中核機関や権利擁護センターを複数市町村広域で設置しており、中心的役割を担っていない社協を含む）

### 成年後見制度関係事業の今後の実施予定



### 今後実施予定の成年後見制度関係事業 (N=10) ※複数回答可

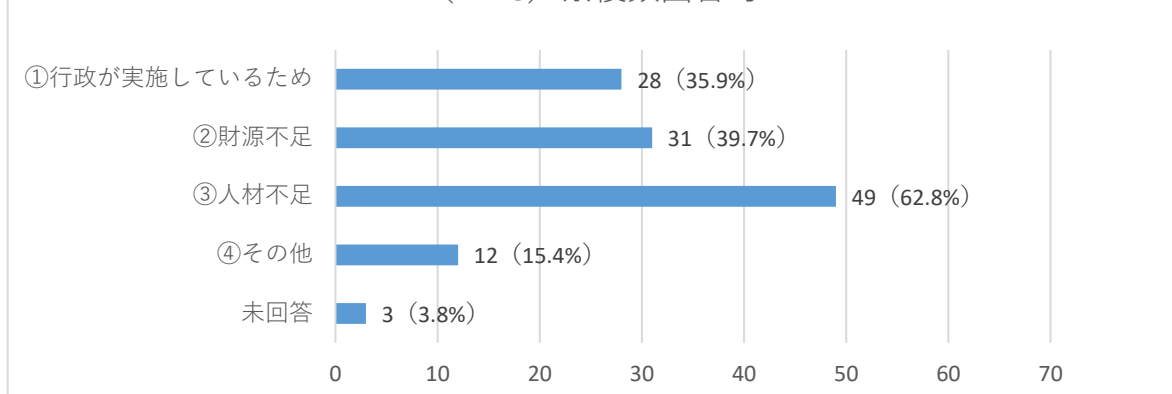


### 「その他」の内容

- ・ 法人後見に向け予算、人員確保できるか検討している
- ・ 時期は未定だが中核機関等、行政と協議予定

### 成年後見制度関係事業の今後の実施予定が「なし」の理由

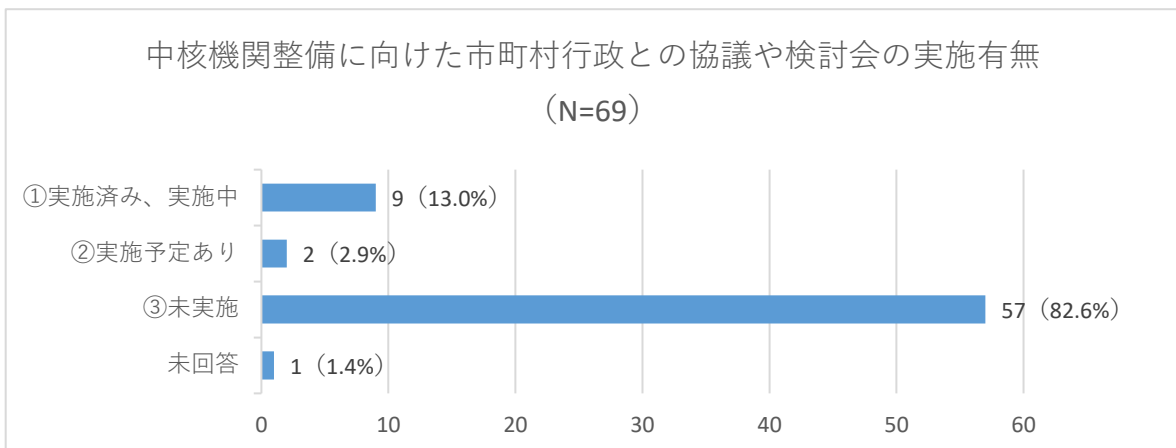
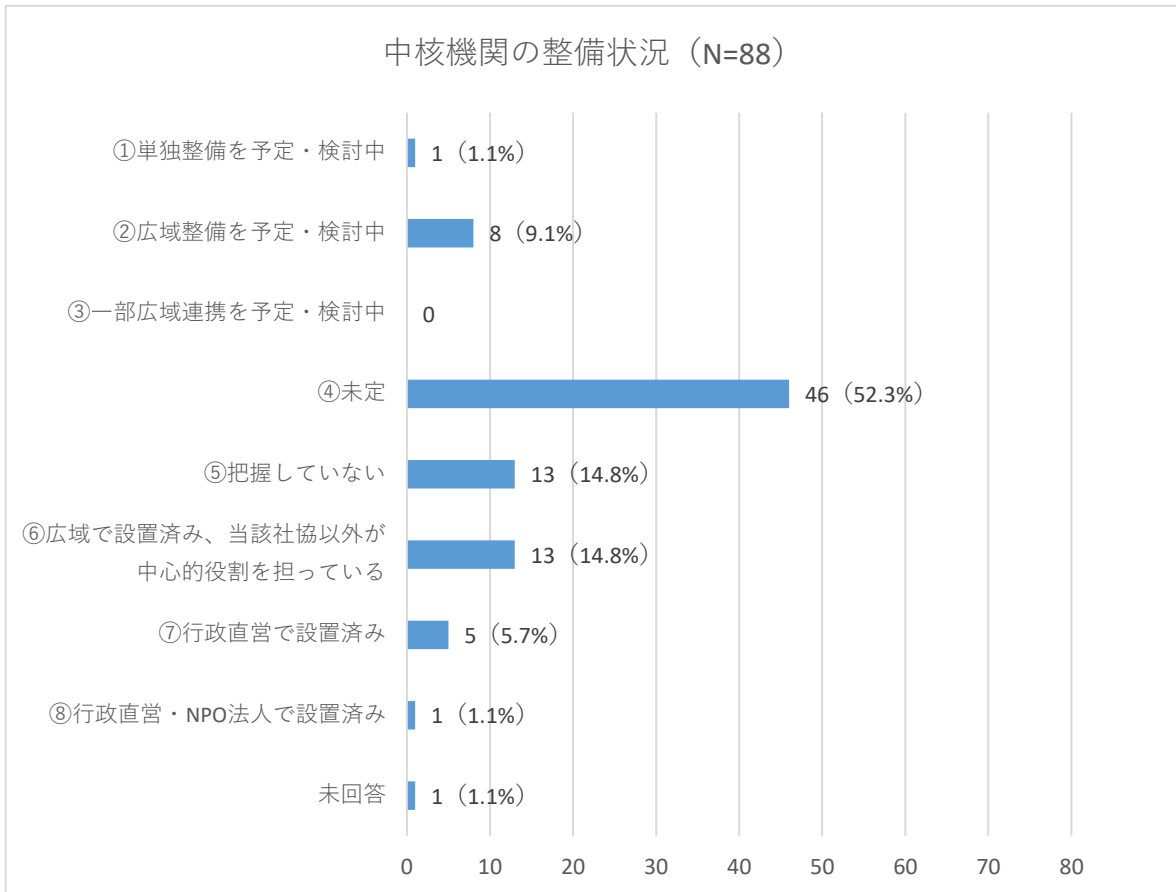
(N=78) ※複数回答可



### 「その他」の内容

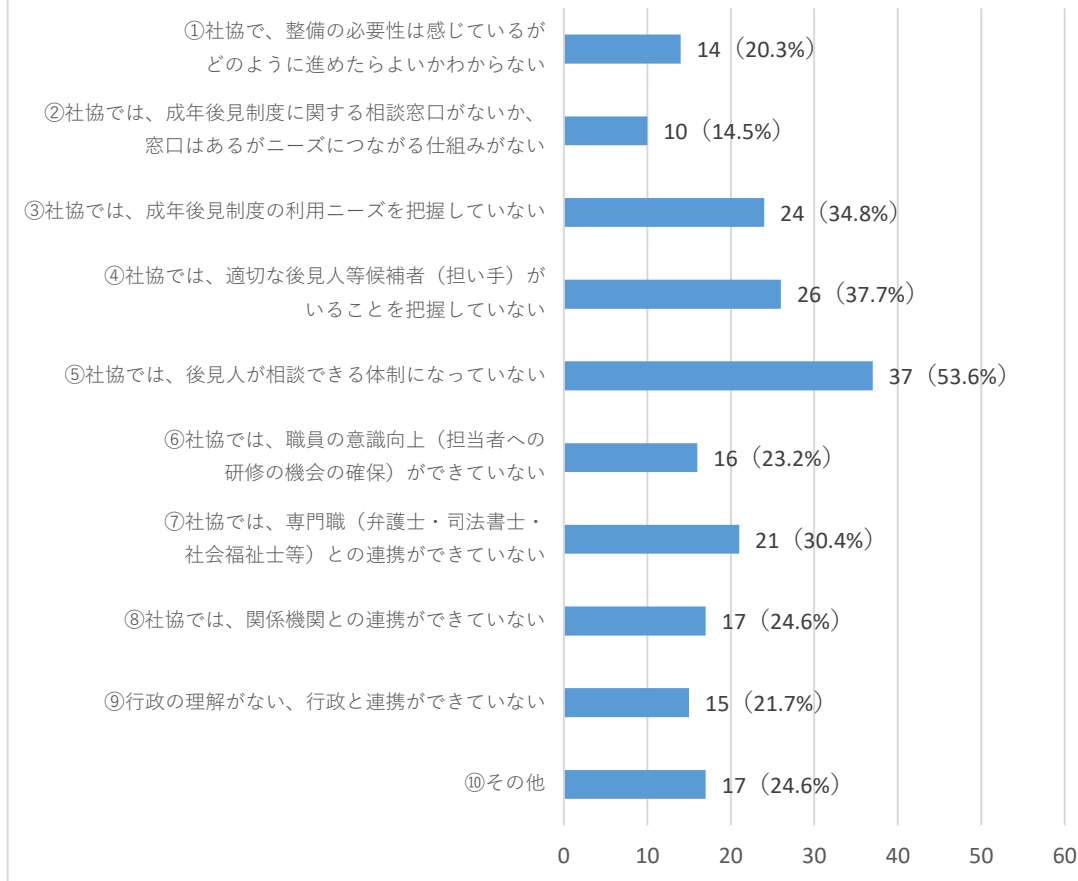
- ・ ニーズ把握不足及び行政との調整
- ・ 広域で実施しているため / 広域で受託している法人が計画するもの  
広域事業を利用 / 広域実施で対応が可能なため / 広域設置  
他市町村が中心となり広域で実施しているため
- ・ 行政が実施予定のため / 行政が中核機関を設置予定
- ・ 行政との協議が進んでいない
- ・ 行政に事業を行う体制がない
- ・ 行政に整備・設置の必要性を伝えているが理解してもらえない（必要性を感じていない）
- ・ 行政を蔑ろにしては進められないため

### 中核機関の整備状況



※ 「広域で設置済み、当該社協以外が中心的役割を担っている」「行政直営で設置済み」「行政直営・NPO法人で設置済み」を除く69か所

## 中核機関の整備に向けた課題（N=69）※複数回答可



※「広域で設置済み、当該社協以外が中心的役割を担っている」「行政直営で設置済み」「行政直営・NPO法人で設置済み」を除く69か所

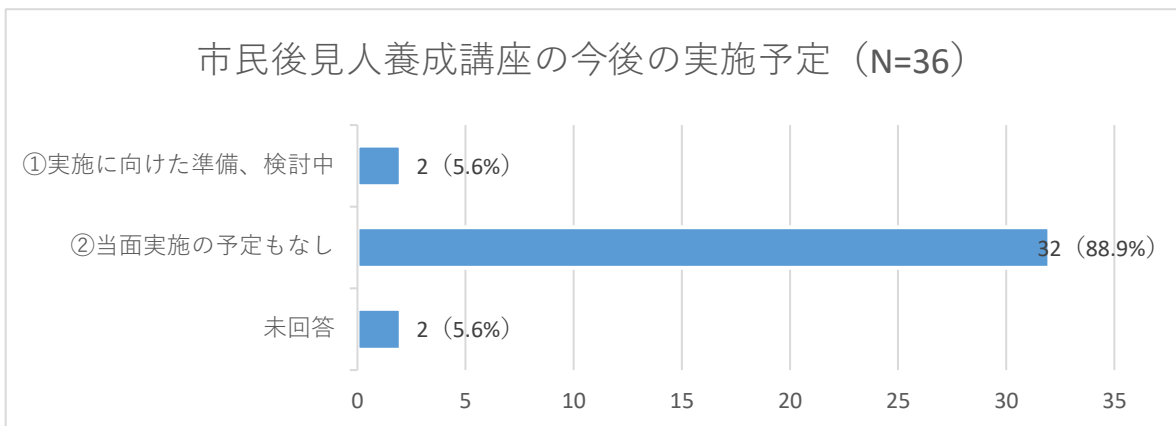
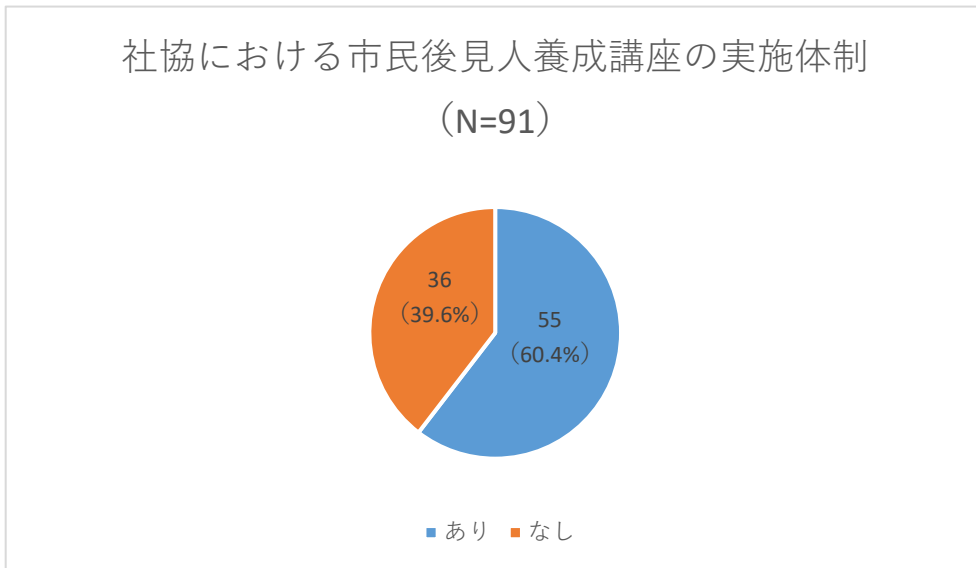
### 「その他」の内容

- ・ R7年度より広域整備予定のため、本会ではわかりかねる状況
- ・ その他の事業もマンパワーの不足により満足に実施できていないため余裕がない。
- ・ そもそも行政が必要と感じていない
- ・ わからない [2件]  
 ※権利擁護センターを複数市町村広域で設置している市町村
- ・ 現事務局体制では、難しい。行政と協議していない。
- ・ 広域で実施しているため
- ・ 広域整備のため課題の実態が把握できない
- ・ 行政で令和7年度整備予定。
- ・ 行政の考え方がわからない
- ・ 行政を蔑ろに進められないことから行政の動きを注視中
- ・ 社協単独の場合の予算、行政連携の場合の人材不足
- ・ 人員不足 [3件]
- ・ 人材が確保できない
- ・ 予算の確保

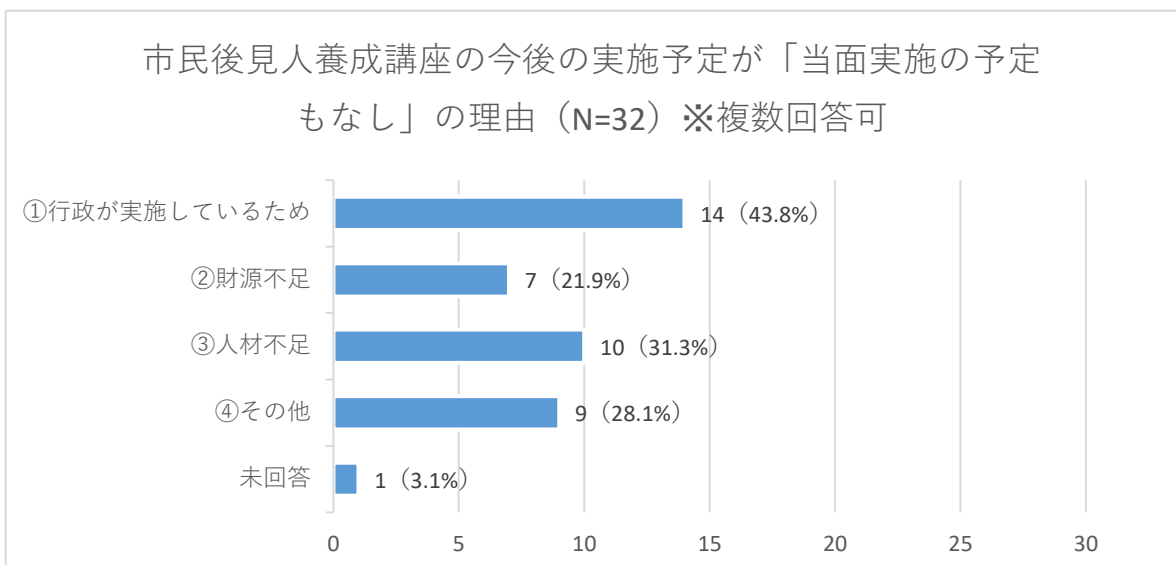
## (6) 社協における市民後見人の養成状況および市民後見人の活動状況

※(2)～(4)のいずれかに該当する社協（91か所）

### 社協における市民後見人養成講座・フォローアップ研修の実施体制



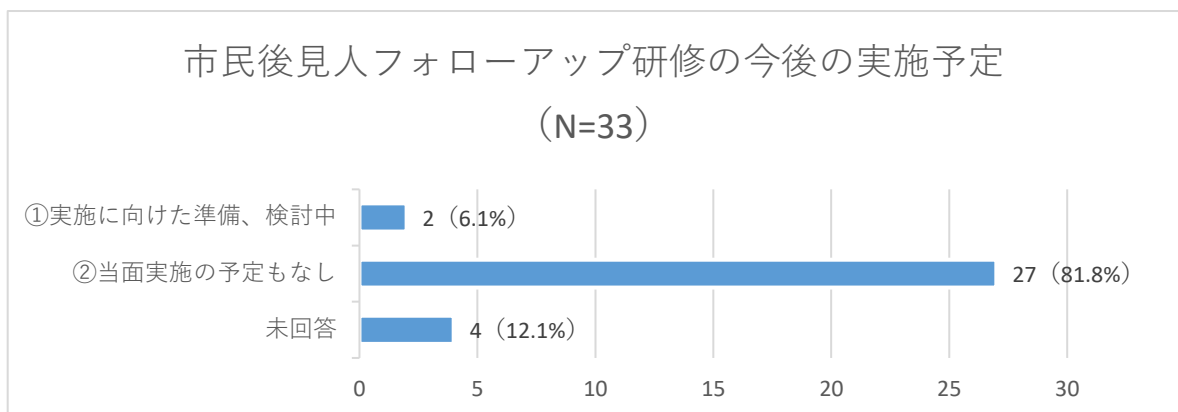
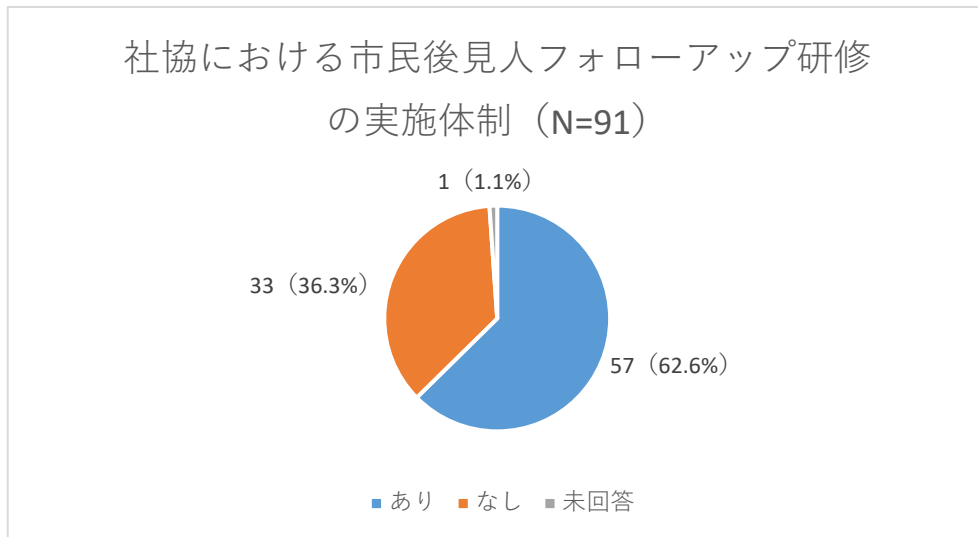
※実施体制が「なし」の36か所



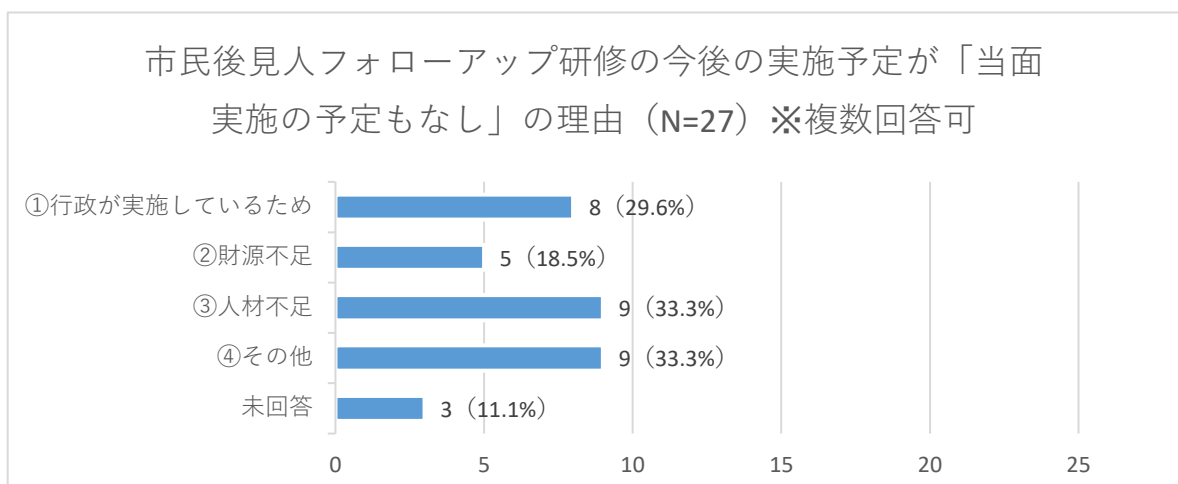


### 「その他」の内容

- ・ ニーズ調査が不十分
- ・ 広域設置の中核機関が実施しているため [2件]
- ・ 広域で実施しているため / 広域による実施
- ・ 広域連携相談センターで実施予定
- ・ 周辺町村社協と合同で実施
- ・ 当面は法人後見を中心に受任体制整備を考えているため
- ・ 道社協主催の講座に参加している



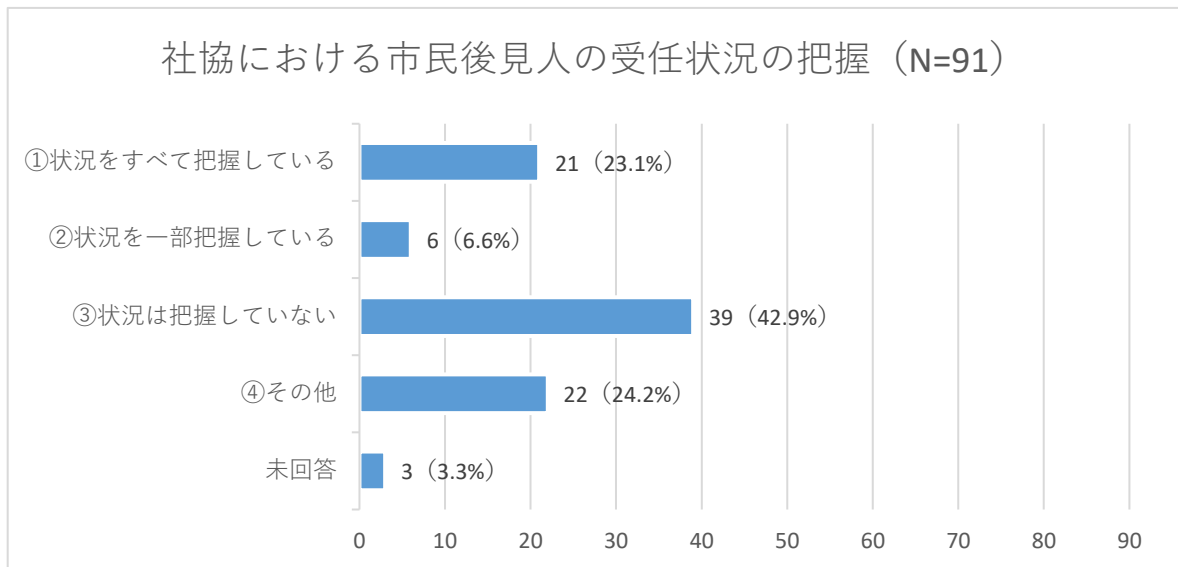
※実施体制が「なし」の33か所



### 「その他」の内容

- ・ ニーズ調査が不十分
- ・ 管内にて実施のため、そちらに参加している
- ・ 広域設置の中核機関が実施しているため
- ・ 広域で実施しているため / 広域による実施
- ・ 広域連携相談センターで実施
- ・ 市民後見人の養成を行っていないため
- ・ 市民後見人受講者の殆どが、研修会への参加や、今後の活動参加を希望していないため。
- ・ 周辺町村社協と合同で実施

### 社協における市民後見人の受任状況の把握



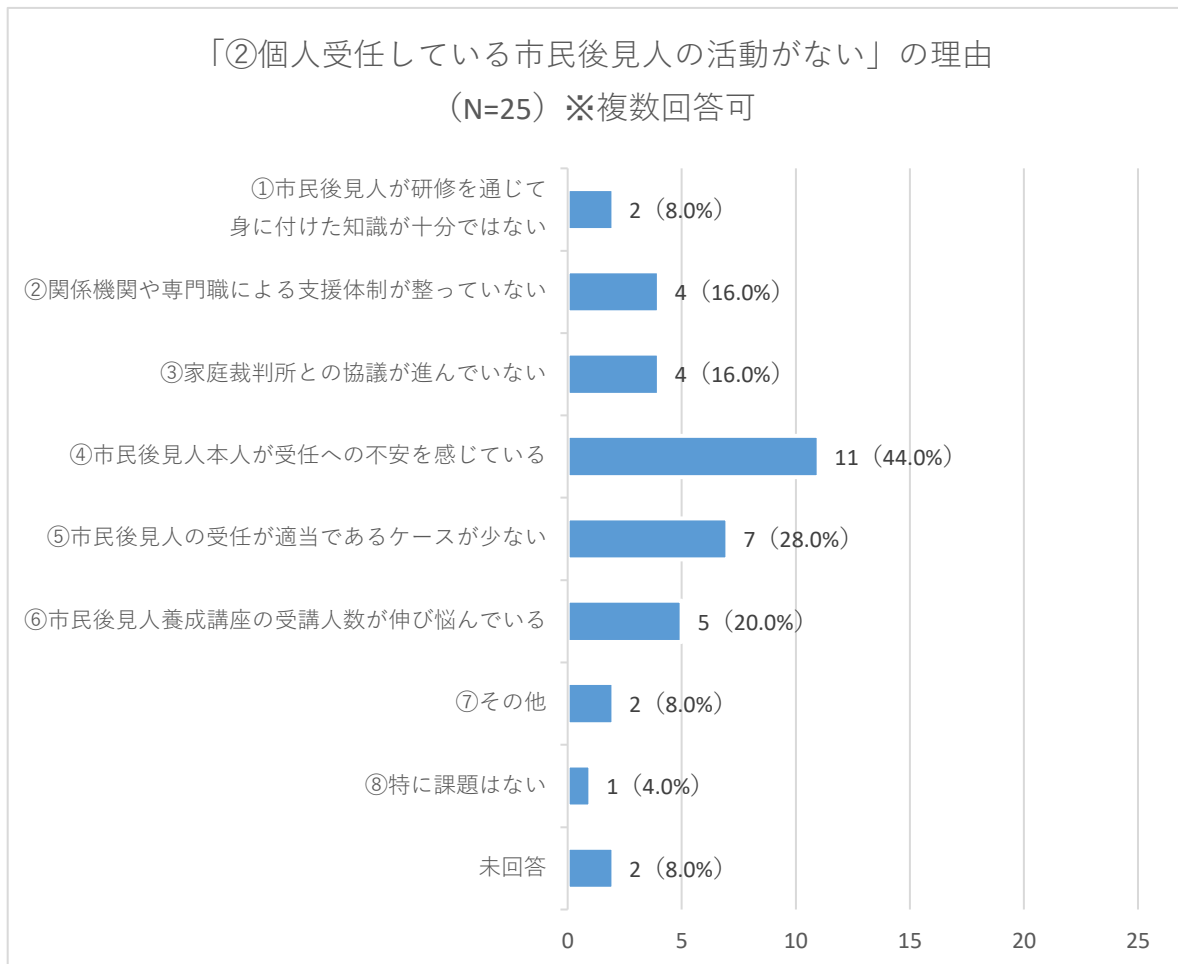
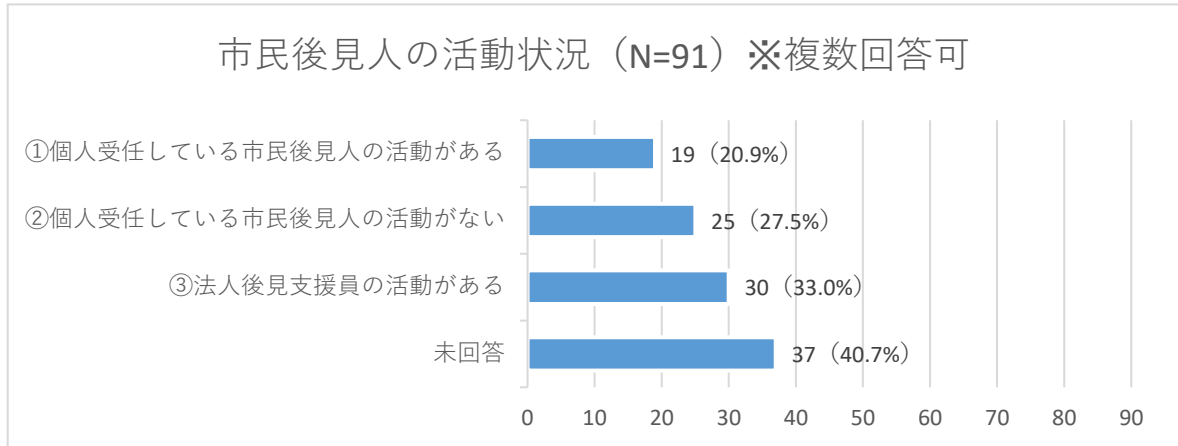
### 「その他」の内容

- ・ 「現在受任なし」「個人受任なし」「市民後見人による実績なし」等 [13件]
- ・ 狭い村なので、把握できているが、システムはなし。
- ・ 市民後見人を養成していない
- ・ 日常生活自立支援事業の生活支援員として登録している
- ・ 法人後見の支援員として活動してもらっている
- ・ 法人後見支援員としての登録、活動を依頼
- ・ 法人後見支援員として活動している状況を把握している

## 市民後見人の受任状況を把握している場合の把握方法

- ・ 定期的に社会福祉協議会に活動報告を行っていただいている。  
月1回開催の市民後見人連絡会議の際に、現況報告を行っていただいている。  
年1回の報酬付与申立の際に支援している。
- ・ 3か月に1度センターへの定期報告及び面談を義務付けており、後見活動の状況及び後見事務内容を書面及び口頭にて全て確認している。市民後見人作成書類及び審判書等関係文書は全てコピーし、個別ファイルにてセンターで保管している。  
市民後見人のセンター定期報告及び家裁報告についてはセンターでスケジュール管理しており、報告漏れ等がないよう担当職員が市民後見人と確認し動いている。
- ・ 家庭裁判所から市民後見人への受任依頼が社協にあるため、その後の審判結果を確認できるので
- ・ 家庭裁判所から市民後見人へ審判の結果が通知された際に社協へ連絡がもらえるようにしている
- ・ 家庭裁判所から市民後見人を選任する際又は審判の結果が通知された際に社協へ連絡がもらえるようにしている。
- ・ 家庭裁判所や一次相談機関から中核機関に対して定期的に情報が提供される仕組みを整備している。  
家庭裁判所から提供される情報の中には受任者職性が含まれているため、市民後見人等の受任件数等を把握することができる（情報集約機能）  
※中核機関を複数市町村広域で設置している市町村  
中核機関の中心的役割を担っていない市町村に一次相談機関を設置
- ・ 関係機関からの情報
- ・ 町の市民後見人が受任するケースは全て中核機関の町社協と複数受任を行っている。
- ・ 月1回の支援員の報告会を開催したり、何かあれば支援員、地域包括支援センター、権利擁護センターと相談や報告など情報共有ができる体制ができている。
- ・ 現在市民後見人の受任体制なし
- ・ 後見センターが法人後見を受任した案件については、市民後見人に担当を依頼し、センターと共同で業務にあたっているため、状況は全て把握している。
- ・ 裁判所からのセンターへの推薦依頼をうけ、受任調整会議において推薦者を決定しセンターより推薦。審判が出たあと家裁よりセンターに連絡がある。受任後は就職時報告をセンターが支援し対応して、以後3箇月に1回、センター指定様式での定期報告を義務づけている。
- ・ 市民後見人からの情報提供
- ・ 市民後見人本人からの申出。
- ・ 市民後見人養成講座修了者へアンケートを実施し、受任状況について回答いただいている
- ・ 首長申立等による状況については概ね裁判所より受理面談あり。そこで情報が得られる。ただし、受理面談がないものについては把握しておらず。後見センターを設けている訳でもないの、詳細まで知っておかなくてはならない根拠はない。
- ・ 受任した市民後見人から連絡をいただき、定期的に活動報告をいただいている
- ・ 審判前に一度、社会福祉協議会にて検討、調整
- ・ 全面支援により把握、受任時支援、死亡時支援  
3か月に1回の自主報告と、年1回家庭裁判所への定期報告などを社協確認必須
- ・ 定期面接および担当を決めて相談体制を持っている
- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行し、市民後見人が選任された場合には引き継ぎやその後の確認等で一部把握している。
- ・ 法人受任による被後見人等をリレー方式で市民後見人に引継いでいる。
- ・ 本会が監督人に選任されることから審判書が届くので、把握可能となっている。
- ・ 本人たちから聞いている

## 市民後見人の活動状況

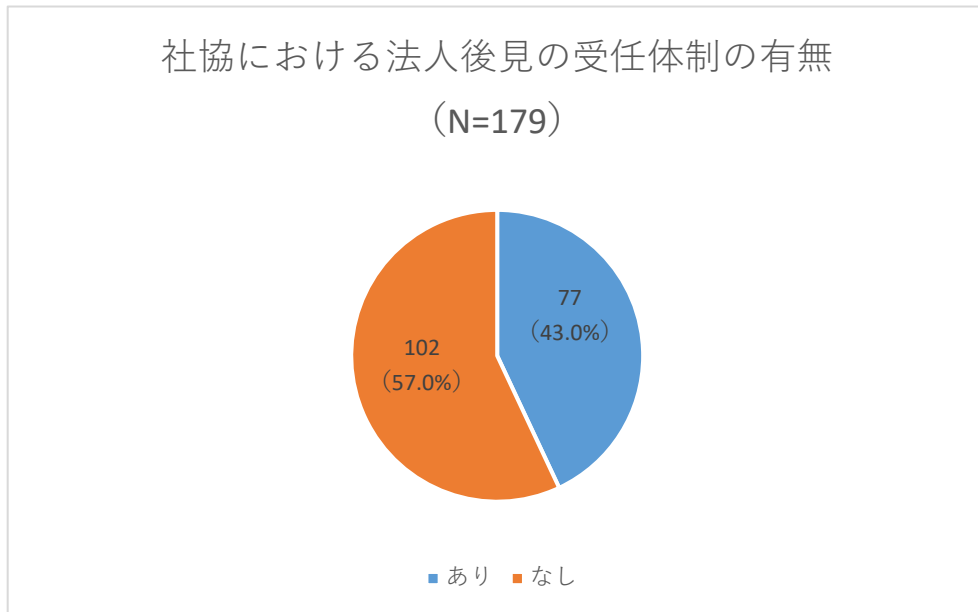


## 市民後見人養成講座の修了者数等

区分	人数	
市民後見人養成講座の修了者数	3,198	※養成講座の実施体制「あり」の55か所の合計
市民後見人の登録者数	1,360	(人数未回答のか所あり)
個人受任している市民後見人の数 [延べ]	530	※個人受任の活動「あり」の19か所の合計
個人受任している市民後見人の数 [現在]	286	(人数未回答のか所あり)
法人後見支援員として活動している市民後見人の数 [延べ]	645	※法人後見支援員の活動「あり」の30か所の合計
法人後見支援員として活動している市民後見人の数 [現在]	311	(人数未回答のか所あり)

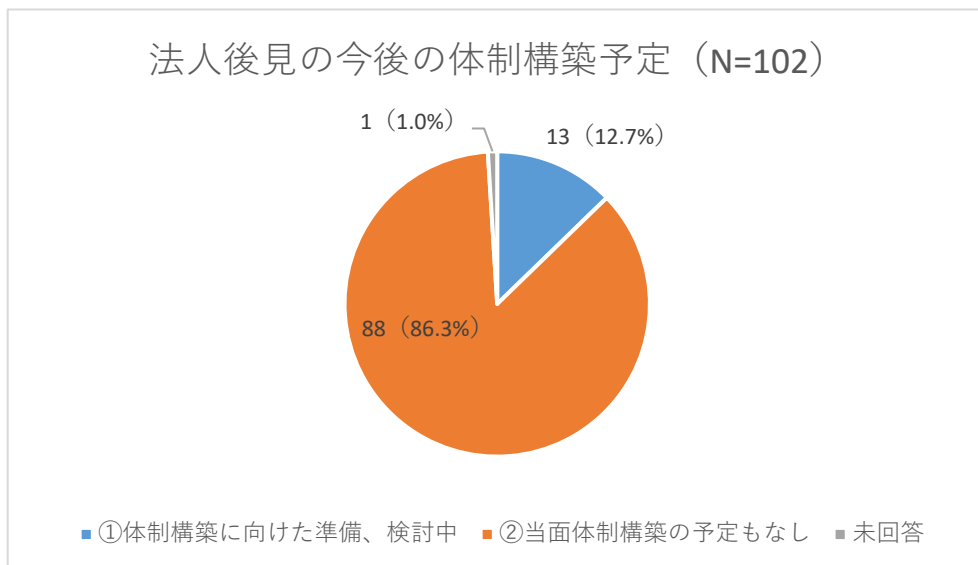
## (7) 社協における法人後見の取組状況

### 社協における法人後見の受任体制の有無



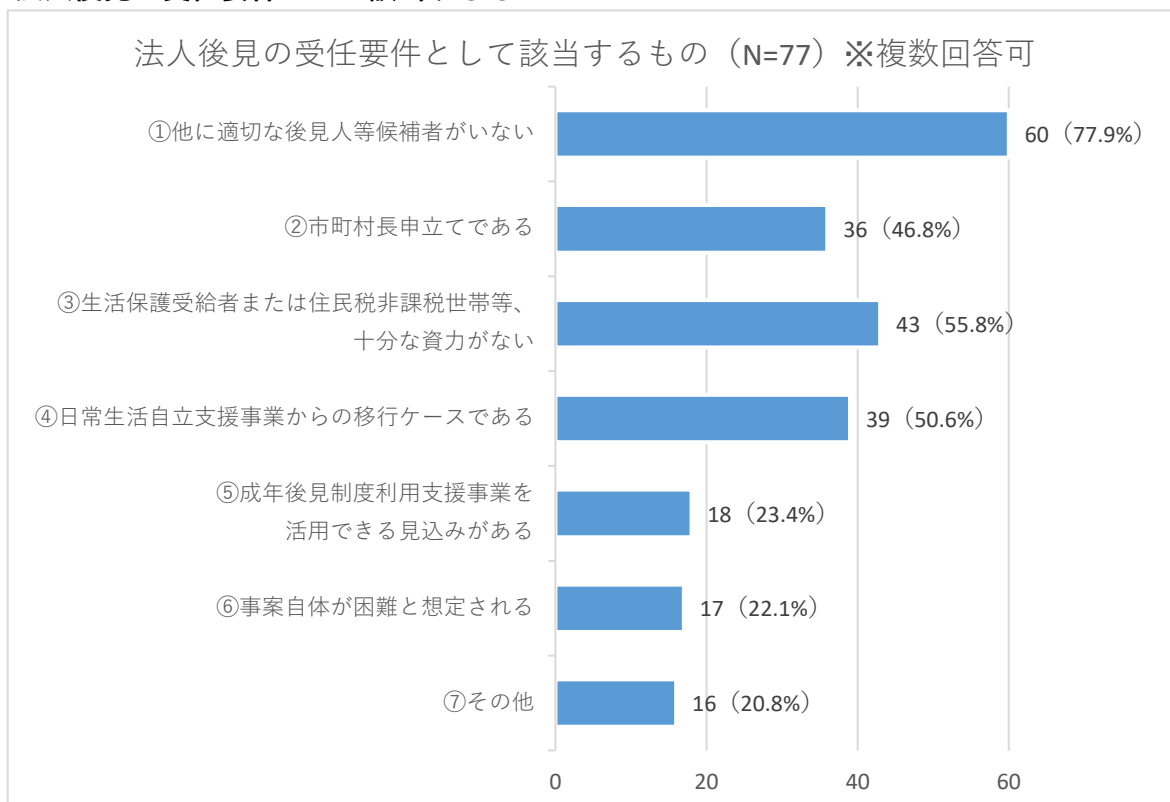
※ 複数市町村広域により中核機関・権利擁護センターを設置している場合のうち一部は、中心的役割を担っている市町村が、中心的役割を担っていない市町村を対象に含め、広域による法人後見事業を実施している。

このことをふまえると、社協における法人後見の受任体制のある市町村は84か所。



※受任体制が「なし」の102か所

## 法人後見の受任要件として該当するもの

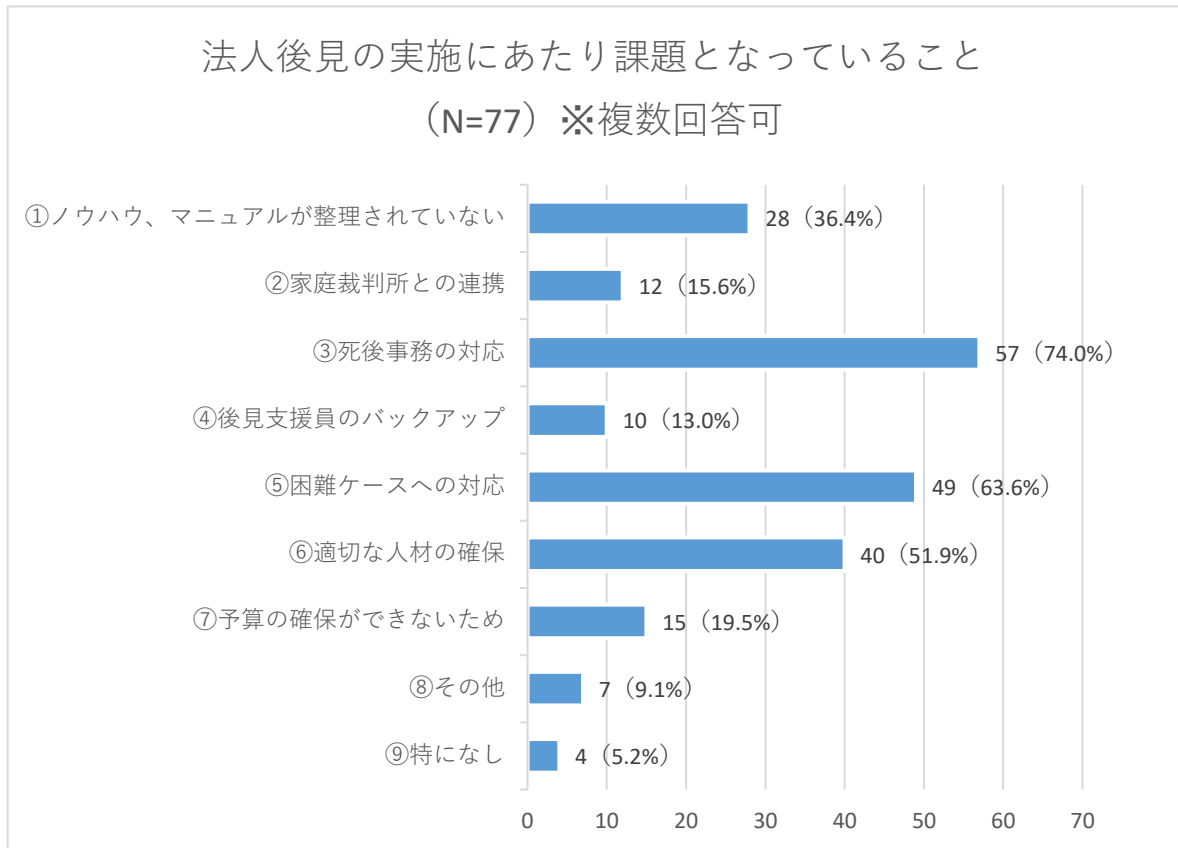


※受任体制が「あり」の77か所

### 「その他」の内容

- ・ 町内に住所があり、居住している方
- ・ 基本は町民であること。
- ・ 市内在住、頼れる身内がない、多額の資産がない、法的な手続等を要しない、親族間等に紛争性がない、法人後見のみ
- ・ 資産要件、土地建物が無い
- ・ 事業として引継ぎできる体制が整っていない。
- ・ 若年齢のため受任期間が長期になることが想定される事案
- ・ 受任調整会議の決定による案件、本人からの希望案件
- ・ 親族間の争いがない、高額な財産がない
- ・ 町内に在住し紛争性が無く、身上監護と日常的な金銭管理が中心の方で、他に適切な後見人等が得られない方。
- ・ 専門職の居住地より遠隔地であるため、専門職の対応が難しい
- ・ 中核機関が設置する審査検討会及び管轄裁判所において市民後見人相当又は福祉専門職相当と判断されたケースを受任
- ・ 町内在住
- ・ 特に受任要件を定めていない
- ・ 紛争性がないこと
- ・ 令和6年度より新規受任はしないため要件なし

## 法人後見の実施にあたり課題となっていること

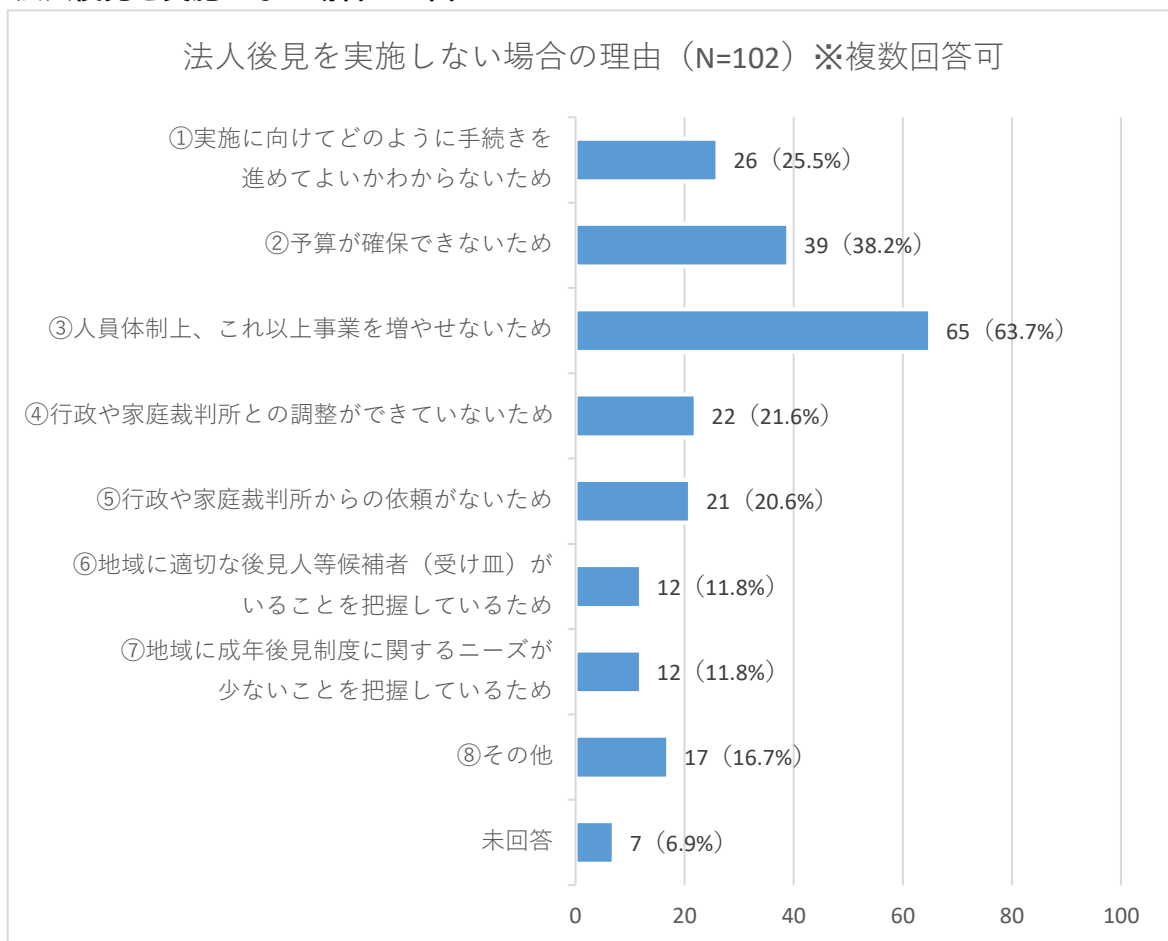


※受任体制が「あり」の77か所

### 「その他」の内容

- ・ ニーズの把握、行政との協議
- ・ 後見支援員の活用と育成
- ・ 広域で行う成年後見センターとの連携が薄い
- ・ 人員不足
- ・ 専門職不足により、家裁からの依頼件数が増加傾向
- ・ 中核機関業務との両立
- ・ 不動産、宝石、株式にかかる管理対応
- ・ 法人後見に係る設置規定並びに運営規定等の各種規定の見直しや、人員の拡充等が課題。
- ・ 法人後見を受任した経験がない

## 法人後見を実施しない場合の理由



※受任体制が「なし」の102か所

### 「その他」の内容

- ・ R7年度以降実施に向けて準備中
- ・ 具体的に行政機関と協議していない。
- ・ 現事務局体制では、難しい。行政と協議していない。
- ・ 広域で後見センターを受託している町社協が実施を検討する。
- ・ 広域で実施しているため [2件]
- ・ 広域の成年後見センターで実施しているため。
- ・ 広域整備のため実施予定はない
- ・ 実施に向けた検討を行っていないため
- ・ 社協内の人員不足で、社会福祉士の有資格者がいないため
- ・ 需用がないため
- ・ 専門的知識のある職員が不足している。
- ・ 他の機関が実施しているため
- ・ 体制整備が難しいため
- ・ 町で対応することを言われている。
- ・ 法人後見に対応できる職員や人材が確保できないため。